

平成16年度第4回長野県公共事業評価監視委員会議事録

日 時：平成16年10月28日（木） 11時00分～
 場 所：長野県庁 特別会議室
 出席委員 7名（欠席委員：磯崎委員、宇沢委員、高橋委員）

<p>1 開 会 （ 司 会 ）</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成16年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。それではお手元に配布いたしました次第により進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>はじめに長野県公共事業再評価委員会、委員長代理であります松林経営戦略局長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>2 挨 拶</p> <p>松林経営戦略局長</p>	<p>今、ご紹介いただきました経営戦略局長の松林でございます。第4回のこの公共事業評価監視委員会の開催にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>野口委員長さんをはじめとしまして、各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを本委員会にご出席いただきまして、誠に御礼を申し上げます。</p> <p>今回、第4回でございますけれども、第2回、第3回の委員会におきましては、それぞれ現地調査ということで3カ所ずつ視察をしていただきまして、計6カ所につきまして、現地調査をいただいたわけでございます。この6カ所のうち今回の再評価箇所の中には、代表的な中止の箇所1カ所、それから一次休止の箇所が1カ所、それから計画変更の箇所が4カ所ございまして、それぞれ貴重なご意見を現地でいただいたところでございます。</p> <p>本日の委員会におきましては、これらの現地調査箇所を含めます本年度の再評価対象箇所14カ所の再評価案につきまして、ご審議をお願いすることとしてございます。今回も現地調査と同様に忌憚のない貴重なご意見をいただきまして、公共事業をよりよいものにしていきたいというふうに考えております。委員の皆様方のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、野口委員長さんにごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>皆さん、おはようございます。第4回の評価監視委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。大変お忙しい中を、いつもは午後からでございますけれども、今日は集中審議ということで朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本年度は、今もごあいさつにありましたように、第1回に全体的な14カ所</p>

	<p>の事業概要のご説明をいただきまして、第2回、これは8月27日でございますけれども、それから9月8日の第3回委員会、2回で、現地の6カ所をいろいろ見させていただきまして、そこでいろいろと質疑をさせていただきました。大変残念ながら、両方とも出られた委員はごくわずかでありまして、それから、また2回とも出られなかった委員もおられますので、若干現地の感覚という点では少しずれがあるかもしれませんが、ぜひ活発なご議論をいただきたいというふうに思います。</p> <p>今回は14件というので、数は決して多くはありません。昨年53件でしたか、というのに比べれば、数は多くはありませんけれども、しかしそれぞれ重要な案件でございますので、一応マキシマム4時までを想定しておりますので、その間に十分ご議論いただきまして、できれば今日審議、一応終了にこぎつけたいと。もしそれで十分でなければ、もう1回時間を確保するというのも一応予定しております。そういうことで、ぜひ十分な審議を賜りたいというふうに思います。一言ごあいさつを申し上げさせていただきました。</p>
進行	<p>ありがとうございました。本日は磯崎委員、宇沢委員がご都合により欠席されております。また高橋徹委員から、新潟の地震のため急遽欠席という連絡が入りましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。野口委員長さん、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 議 事</p> <p>(1) 平成16年度長野県公共事業再評価について</p>	
野口委員長	<p>それでは今から議事に入りますが、その前に議事録署名委員ということで、保母委員と高橋彦芳委員、お二人にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それでは、そういうことで議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は資料が今日お手元に追加資料ということで出ております。そしてこれに基づくことになるかと思っておりますけれども、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
事務局(山浦技術管理室長)	<p>それでは、技術管理室長の山浦直人です。追加資料の説明を座ってさせていただきます。今日お配りしてございます追加資料を概要ということで説明させていただきます。</p> <p>資料をめくっていただきまして、最初の資料が今回の委員会の再評価案に対するご質問、ご意見というのをあらかじめいただいております。それらをまとめてございまして、さらに、私ども各事業部の方から回答を取りまとめてございまして、これにつきましては、個々の審議の中でそれぞれご参考にしていただくという趣旨で、個々の説明は省略をさせていただきたいと思っております。事業ごとになっておりますので、事業ごとの審査の際にご参考にしていただければと思います。</p> <p>次にA3判の綴じた、折った資料の次のところにまいりまして、公共事業</p>

再評価災害履歴の状況ということで、これにつきましても、委員の皆様からそれぞれの事業に関する過去の災害履歴等の状況について、もう少し詳しく調べてというご指摘をいただきまして、それぞれの該当箇所ごとに過去の災害履歴等について、できるだけ調べまして、取りまとめたものでございます。これも個々の説明は省かせていただきますので、その都度のご審議の際に参考にしていただければというふうに考えます。

その次の資料でございますが、県営かんがい排水事業安曇野地区の「土地利用の変化と溢水被害発生のおしきみ」ということで、これにつきましては、第1回委員会におきまして、災害要因として説明した土地利用の変化等が具体的に何かと。土地利用の変化と災害発生のおしきみについて説明していただきたいということで、資料1から土地利用の変化等の資料を、資料4までまとめてございます。これについても、当該箇所の審査の際にご参考にしていただければというふうに思います。

その資料が資料4というところまで行きますが、そのあとでございますが、「通常砂防事業金峰山川 川上村 阿知端下」という資料がございます。これについては、この阿知端下砂防えん堤の事業について、環境調査等を行った状況について、資料を示していただきたいというご指摘に基づきまして、取りまとめた資料でございます。さらに次の折り込みの資料でございますが、現地を、阿知端下えん堤を見ていただいたときに、ちょっと時間や場所的な関係でございただけでなかった、既存の秋山えん堤という砂防えん堤が上流側にございます。この秋山えん堤がどうなっているかということ、写真等を添えて提出していただきたいというご指摘がございましたので、その関係の資料がA3判で2ページ付いておりますので、これもご参考いただければと思います。

次に砂防事業の、砂防えん堤の働きのしくみと。砂防えん堤で土砂がいっぱいになったらどうなるんだというような、そういったようなお尋ねもございましたので、それに関する資料と言いますか、ということで1枚資料を付けてございます。

次に下水道の関係の資料でございますが、千曲川流域下水道の審議の関係で、下水道の汚泥処理の状況がどうなっているかということで、流域下水道の下流処理区、上流処理区ということで、それぞれの汚泥処理の状況について図示して、処理状況がわかるようにした資料が1枚ございます。

次に、次のページから資料2ということになっておりますが、下水道が整備されたことによって河川の水質がどう変化しているかという、そういったご質問がございました。それに関して、水質データが次のページから4ページまで付いてございます。なお、それぞれの位置関係がわかる図面が、一番最後のページで資料4としてございます。途中網掛けで下水道の終末処理場の位置は記載してございます。それから、水質観測点等もそこに記載してご

	<p>ざいますので、これについても、審議の際にご参考にしていただければと思います。</p> <p>追加資料の概要については以上でございますので、よろしくお願いいたします。</p>
野口委員長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、今ご説明いただきましたこの追加資料の中で、すべてというわけではありませんが、ほとんどのところに、主として梶山委員が大部分でございますけれども、このA3の縦の形で見ていただければわかりますように、いろいろな質問等が出され、それに対する一応回答というものが一覧になっております。それで、先ほど言いましたように14事業にわたりますが、今までのやり方からしましても、一つひとつに対して審議をしていくということになります。特に問題なければ、それでよろしいわけですが、1件1件ということになりますので。それで、この中のすべてが、問題が何らかの形で指摘されているわけではありませんので、その分はこれの表とは離れますが、まず最初に、一番上に「県営かんがい排水事業 安曇野」というのがあります。これは一番最初に、この16年度の事業で という形で、この資料集の一番上にあるものでありますから、これと合わせて見ていただければいいんですけれども。ということで、この1番のかんがい排水事業から審議をしたいと思っております。</p> <p>それで、特に梶山委員の方からは非常に、これ8点にわたって細かなご指摘をいただき、そして農政部の方からこれらに対する回答をいただいている、それがこの表でありますけれども。特に梶山委員の方で、さらに何かこれらについてあればお願いしたいと思うんですが。</p>
梶山委員	<p>実はこれ、あんまりよく読んでこなかったので申しわけないのですが。ざっと見たところで、一つは4番目の私の質問事項で暗渠にすることによる生態系への悪影響と、こう書いてありますが、それに対する答えが「一時的に流れる暗渠では、生態系への影響は無いと考えています」というのがあるんですけれども。これ、よく意味がわからないんですが、現在は暗渠じゃないわけですよ。現状は。</p>
坂本土地改良課長	<p>資料に示す新設の排水路の場合に、暗渠にする場合と、自然形態を回避するための暗渠と2点ございます。ですので、現況用水路のところの景観を配慮、いわゆる回避するために暗渠にする場所がございます。それから新設として、畑地帯の中の流水をキャッチして暗渠で流下させると。この2つの種類がございます。</p>
農政部	<p>全体で13路線で23,970メートルやるんですけれども、そのうちの暗渠になるのが、6路線で8,600メートルくらいあります。その大半が、新設路線というふうに考えていただいてもいいかと思います。</p>
岡本委員	<p>たぶん梶山さんがお聞きになりたいのは、現在オープンで水路があるんだと、それはそれなりの生態系を持っていると。それを、排水を暗渠にしたと</p>

	きに、もともとあった生態系が何らかの影響を受けるのではないかとということだと思います。
梶山委員	そういうことなんです。だから現状開渠のものを暗渠にすることによる影響と。そういう工事がなければいいんですが。
坂本土壌改良課長	現況水路を暗渠にするということにはございません。新設のところだけが暗渠であります。したがって、洪水時には水は流れますけれども、通常時は空になっているというのが現実でございます。
梶山委員	そうですか。その意味はわかりました。それから、ちょっと続けてよろしいですか。
野口委員長	はい、どうぞ。
梶山委員	追加資料で、これは前もって送っていただいたのとちょっと番号が違うんですね。前もって送っていただいたやつでいくと、県営かんがい排水事業安曇野地区、「土地利用の変化と溢水被害発生のしくみ」というのがありますね。これは今いただいたのでは2の災害履歴ですか・・・この土地利用の変化というのはわかったんですが、これはもともとこの地域は農振地域ですか。
坂本土壌改良課長	そうですね。
梶山委員	農振地域だけれど、これだけ宅地化が進んでしまったと。
農政部	昭和46年のときの赤く塗ったところ以外は農振地域だということです。そこがだんだんと市街地から広がってきたという。
岡本委員	ちょっと待ってください。農振農用地で、こんなに転用がやられるというのは考えにくいんですが。
農政部	農振農用地と農振の白地の部分がありますけれども、一応振興地域の中で・・・
岡本委員	これは農振の白地が転用されたと考えればいいんですか。つまり、農振農用地は、ご本人の分家住宅というんですか、ご本人の住宅は別として一応原則禁止ですね。そして、それは例外が二つあって、一つは、たぶんおたくの県もそうだと思うんですけど、5ヘクタール以上の団地開発の場合、これは条例で許可になりますね。それから今一つは、農振地域なんだけれども、農振農用地の指定を受けていなくて、農振白地と呼ばれる農地がございます。これはある意味で自由にできると。ですからただ、今、梶山さんの指摘を受けて見たんですけれども、農振農用地がこんなにやたらにあるというのは考えにくいように思うんですがね。ですから、ちょっとむしろここは農振にかかっていなかった・・・
農政部	かかっていないんじゃないかと、白地ということの原則の中で転用がなされるということだと思いますが。
岡本委員	例えば、ここに大きな赤があります。この規模のものが農振白地でこんな格好で残っているというのは、家の周りですかね、これ。

坂本土壌改良課長	はい。
岡本委員	それなら考えられますね。わかりました。
梶山委員	要するに、農振白地と理解してよろしいわけですね、もともと。
坂本土壌改良課長	そうですね。
梶山委員	転用されたところは。そうするとその、もともとはこれ農用地だったと思われるとありますが、農用地といってもこれ田んぼですか、畑ですか。
坂本土壌改良課長	この赤い色の範囲は、ほとんど全部が田んぼであります。
梶山委員	田んぼですか。
坂本土壌改良課長	はい。
岡本委員	畦が入っていますから、田んぼですね、これ。
坂本土壌改良課長	田んぼですね。
梶山委員	わかりました。それと、三面張りは回避するのが難しいというのがあるんですが、ここもう一度ご説明いただけますか。地下水が低い場合には一度排水路から漏れても、もう一度排水路に戻るといような構造の部分が、農業用水路の場合、結構あちこちで見受けられると理解しているんですけども。ここはそういうことは難しい地域だと理解したらいいですか。この三面張りの問題です。
農政部	扇状地の高い方では地下水位が低い。それから、ここで言うとワサビ田だとか川に近い方は、地下水位はかなり浅いところまで上がってきています。今回事業を実施する地域というのは、扇状地の高い方の部分が大半で、そちらの方については、もう水がしみこんじゃいますので三面張りにせざるを得ない。下の方へ行きますと、事業の実施計画以外のところでは柵渠だとか、そういう形で水が出てくるような水路をつくっている、別の事業ですけれどもございます。
梶山委員	とりあえず結構です。
野口委員長	そうですね。ほかの委員の方からは、関連も含めていかがでしょうか。あと、これ私の方で・・・
事務局(山浦技術管理室長)	では私の方から。高橋徹委員、先ほど言いましたように今日急遽欠席ということでございますが。今の事業については、農業のためにやることについては判断しないが、今もお話にありました周りの宅地が進んでいるのでどんなものかということで。事業の継続についてはいいということなんですが、そういう宅地化の進んでいることについての、ちょっとご懸念と言いますか、そういったご意見が寄せられております。
野口委員長	これ判断でしょうかね。判断って書いているけど反対かな、どうでしょうね。
事務局(山浦技術管理室長)	ああ、そうですね、もしかしたら反対かもしれない・・・
野口委員長	事業は反対はしないがという意味かなという、ちょっとお話でしたけれど

	も。周りが宅地化が進んでいるのでどんなものかと、全体の・・・
事務局(山浦技術管理室長)	事業の継続については、適正と言いますか、そういうふうにはおっしゃっておりますので。宅地の進行で、ちょっと農業の目的からずれていないかというようなご懸念だと思われそうですけれど。
坂本土壌改良課長	農政部としましては、農地を守るのが本来の目的でありますので、転用ということに対しては極力抑えるという考え方で実施しております。
梶山委員	しかし、それにしても農振でもって、こんなにこう真っ赤になっちゃうというのはどうも理解できないんですけどね。
坂本土壌改良課長	青地の部分については転用できませんけれども、白地の部分については必要に応じて転用を認めるというような原則であるかと思います。
梶山委員	ええ、それはわかります。しかしこんなになっちゃうんですか、それだけで。
農政部	特にその穂高町につきましては、一番私どもも変化の激しいところということで、ほかの三郷村とか堀金村をいくつも見てみたんですが、一番目立ちやすいところを選ばせていただきまして、特に穂高町は多かったもんですから、そんな資料にさせていただいたわけですけども。
野口委員長	<p>これの議題的な意味合いでは、県営かんがい排水事業を行うことについての適否ということなので、それはそれとして、特に今議論の対象になっていないと思うんですけども。そういう農振地域なりであったところが、こういう形で宅地化が非常に進んでいくということに対して、もちろん宅地政策を進める側は、農政部ではもちろんないかもしれませんが、だから県政全体にかかわる、つまり進める側と、それから、それを守る側は農政部ですよ。そこの関係というか、つまり前からいろいろ議論になっているのは、かなり開発を進めながら、他方でそこにいろいろな工事をして守っていくという、この若干統合性に欠けるような、そういうふうな懸念も、ひょっとしたら今あるのかなというふうに感じましたけれども。</p> <p>ですから、この事業そのものというよりも、やはり農業のあり方、それから宅地開発のあり方、この辺の整合性の問題も問われているかなという感じはしますけど。これ農政部に、今いきなりお答えいただく話ではないかもしれませんが。</p>
鮎沢農政部長	農政部長の鮎沢光昭でございます。いろいろお世話になっております。ただいまのご指摘に対しまして、私たちも非常に疑問を持っております。施策は全庁的な問題でございます。それに加えて、私たちは農地を守るという使命もございますので。今、全庁的な問題にまで、組織までは立ち上がっておりませんが、農地のあり方研究会というのをつくりまして、検討を今進めようとしているところでございます。今のご指摘の部分も参考にさせていただきながら、十分な連絡調整をしながら、今後の県土のあり方という視点で、その中での農地というものをどう我々は守り、あるいは提供する側でもあり

	<p>ますので、その辺の考えを整理しながら進めていきたいと、こんなふう考えているところでございます。</p>
野口委員長	<p>ということでございます。</p>
岡本委員	<p>さっき批判ともつかぬコメントが出ていましたけれども。その点で私は、むしろ事務局側が多少防衛なさらなければいけないと思うのは、現実に農地以外の排水というのは、これは国土交通省の、あるいは河川関連の、あるいは下水道部局の担当です。しかし実際問題として、事業の、現在の日本の事業の中で、例えば湛水防除事業というのが農業側にございますけれども、これなんかは逆に、農地が何分の1以下でなくてはならない。つまり、もう農地ではなくて完全に宅地化されたところの、要は洪水対策なんだけれども、これは国土交通省サイドの事業を待っておれないと、地元の要求があると。それを農水省の土地改良事業の中で湛水防除事業というのをやっておりますね、現実に。その場合もちろん農家からの負担というのはないと。</p> <p>そういうことで、現在の行政のしくみ、それから財政のあり方等々から、もちろん県営かんがい排水ですから、かんがい排水、農地の対策が眼目であるというのは、建前上それはそのとおりなんだけれども、これが及ぼす副次的な、波及的な効果。これはこれだけ宅地化されているところの、宅地の湛水を防除するという機能を波及的に持つわけで。また、ですから、ただそれではそんなだったら都市側がやればいいじゃないかということに対しては、現在、都市側は都市側の優先順位もあり、もっと早くやらなければいけないところがあるという中で、今度は農林側も、一方で宅地の問題もあるけれども、残った残存農地の優良農地としての保全のためにも、どうしてもかんがい排水を進めなければいけないというようなことがマッチして、こういう事業が行われています。</p> <p>ですからあまり、県営かんがい排水と謳いながら宅地ばかりじゃないかという批判は、そういう意味で、実は現在の日本の行政の中では決して当たらないんだっていうことは、はっきり申し上げた方がいいと思うんですね。そうしないと、何か農業サイドでやっているのに農業外の効果ばかりではないかというような批判を受けては、これはもう現在の事業を進められませんからと思います。これは要望、援護射撃なんですけれども、そんなことで。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございました。今の点も、このことそのものというだけでなく、若干付帯的な意見として付けておいた方がいいかなという感じはいたしますけれども。ほかに、この事業そのものについてありますか。</p>
高橋（彦）委員	<p>今、岡本先生のおっしゃったことと同じようなことですがけれども。私は、農地を守るために農政部、宅地開発など地域開発というのはほかの部局でもあるわけです。従って、整合性というか、土地利用計画というんですか、そういうものがきちんとなければならないのではないかと思います。特に県営規模のかんがい排水が入るといときには、もっと他の部局と議論をして、</p>

	<p>せっかく県営かんがいをやったけれども、10年後に見たらみんな宅地になっちゃったというようなことではまずいわけですから。そういう連絡調整というか、地元自治体の土地利用計画などとの検討もあわせて要請しながら進めていかなければならないんじゃないかと思います。そうしないと、宅地化された、変わったときには、なぜこんなことをしてくれたと、都合が悪くて困るといったようなことがまた出てくるというようなこともあるんじゃないかと思います。今後は、この県営規模ぐらいになったら、そんなような手続きがやはり必要なんじゃないかと。いやもうやっているかもしれないんですが、そんなふうに思います。実際の視察のときには行かなかったのですが、どうも申しわけないですが、そんなことで。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございました。それではいかがでしょう、この1の県営かんがい排水事業そのものの適否という点では、一応このまま続行ということでは承しながら、これに関わる留意事項というのか、というようなことを付けさせていただきますとということではいかがでしょう。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
野口委員長	<p>ではそういうことで、この1につきましては一応終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
農政部	<p>どうもありがとうございました。</p>
野口委員長	<p>それでは2の「広域基幹河川改修事業 岡田川 長野市」という、ここにつきましても、いろいろな詳細なコメント、梶山委員だけですね、からいただいております。これも何か補足的な、このコメントとさらに回答に対して、もう一言ありますか、梶山委員。</p>
梶山委員	<p>これもまた、実はよく読んでないんで申しわけないんですが。1点だけなんですけれども、これはこの事業だけに関連だけの問題ではないんですが。その災害の、災害履歴の説明の中へ、ほとんど全部押しなべて出てくるのが、その急速な市街化だとか、市街化による流域の雨水の流出が違って来たというのがあるんですけれども。この急速な市街化に対応するためというのが、一般論としてはそうなのかもしれませんが、ちょっと納得できない点があるのは、一つは、急速な市街化というのを、今のお話と関連するんですけれども、それに対して利益を守るという視点からの政策的なものは何もやってこなかったのかということと、それから今後、長野県内ではもうすでに、人口が減り始めているところが多いと思うんですけれども、今後の見通しについては、さらにその急速な市街化が進行するということを考えて、そういう予測のもとにこういう事業を進めているのかと。これはここの問題だけではないんですけれども、そういう疑問を感じております。</p>
野口委員長	<p>今のご指摘はいかがでしょうか。ここに一応、4のところに対してはありますけれども、もう少し広い内容としてご指摘いただいたかと思うんですが。</p>
梶山委員	<p>すみません、もう1点付け加えさせていただきますと。本当にこれが、急</p>

	<p>速な市街化だけが原因というのは、これそれなりに根拠があるのかどうか。その市街化してどの程度、田んぼの場合はよくわかるんですけども、田んぼ以外の場合に、あるいは畑の場合に、雨水流出係数がどのくらい変わってくるかと、その辺の検討は数値的にやっていらっしゃるのかどうか、そこも伺いたいと思います。</p>
野口委員長	はい、どうぞ。
田中河川課長	<p>それでは、今ご質問のポンプの関係でしょうか、内水の関係かと思えますけれども。実は、この先般の台風23号で、あれは今月の20日、21日とだいぶ雨が降りまして。そういった中で、現在まだ改修を進めておりますけれども、この前もご説明いたしました下流の見六橋と、そういったところで交通止めになり、あるいは、千曲川本川の水位がだいぶ上昇してきた中で水門を閉めました。それで、岡田川本川への流入が止まったということで、若干、本川からは溢れませんが、本川へ入る排水路、用水路ですか、用水路あるいは側溝等の水が溢れて、一部床下浸水になったと。そういったことがございました。</p> <p>それで現在、内水については、今言った本川からの逆流防止のための水門は、平成7年から平成9年ですか、これで直轄事業の方で水門をつくって、それはもうすでに完成しております。現在、内水については、今年度、現在調査いたしております。というのは、やはり内水の問題はどうしても、本川からの逆流は防いでも、早く支川の水が出てしまえば、本川の逆流を防ぐだけでも足りるんですが、逆の場合、本川の水位が上がってきて、さらに支川の方の雨が降ってなかなか出ていかないという状況になりますと、なかなか排水の問題が解決できないということがございまして、今年度すでに、申し上げているように調査を開始しております。こういった状況での内水の氾濫が起きるか、あるいはそれを解決するにはどうやればいいのかといったようなことを中心に、現在調査を進めております。</p> <p>それから、ちょっと前後しますけど、全体の河川改修と言いますか、市街化に対応するというご質問ですけども。一般論で言いますと、今河川改修を進めておりますのは、1つには近年の出水対応と言いますか、最近非常に市街化に伴う出水が増えて、床上の浸水であるとかそういったことが多くなって、そういった河川を重点的と言いますか、近年出水対応ということでやっております。さらに、市街化の進んでいる区域での河川改修も進めていくと。あるいは、ちょっとこれ直接の関係はございませんけど、ほかの事業との関連で、河川改修をどうしても早く進めていくと。そういったものの河川改修、あるいは環境問題等、そういったものにも対応する形の中での河川改修を進めていると、こういった状況です。</p>
梶山委員	今のことで。要するに、宅地化が進んだための被害の増大というのは二通りあると思うんですが。一つは、上流域の宅地化が進んで雨水流出係数が上

	<p>がったために出水すると、出水量が増えると。それからもう一つは、出水量自身の問題ではなくて、本来そこは浸水地域だったのにそこに家が建ったために、もともとは家が建っていないところに建てたために浸水被害が非常に増えたと。これはどちらの対応なのでしょう。私の言っていることはわかりますか。</p> <p>例えば、宅地化が進む前でも出水水位としては、同じぐらいの氾濫がしょっちゅうあったと。けどもそこはもともと田畑であって、家が建っていないから浸水被害はなかったと。けども、そこに家が建ったために浸水被害が出てきたと、浸水被害が生じたという場合と、それからそもそも流域の雨水の流出が違ってきて、浸水域そのものが広がってきたと。浸水する場合の水位が上がってきて、それで被害は大きくなってきたという、出水量に関連する場合としない場合とあると思うんですけども。</p>
田中河川課長	<p>数字的には、特に細かな部分でのいろいろについては、なかなかこれ把握が難しいかと思いますが。一つには、もともとの遊水地と言いますか、田んぼと言いますかね、そういった形で従来、万一のとき、出水があってもそこが遊水地の役割を果たして、それは農業サイドでの被害は出てきてしまうんですけども。そういった部分で、何と言いますか、戦後と言いますか、非常に高度成長期での住宅とか、そういったものができたという事例もありますし、さらに上流域での開発がいろいろ進んで、いわゆる河川への流出が早まったと。その両方のケースがやはり現実にはあるかと思います。</p>
梶山委員	<p>それは区別して把握されているんですか。</p>
田中河川課長	<p>やはりいろいろなケースがございますけれども、やはりそれ区別しての把握と言いますか、それはなかなか把握するのは難しいかと思いますが、先ほど申し上げたこの長野市近郊と言いますか、でも、やはり宅地化が進んできているという側面、それからさらには、今申し上げたと同じことになりますけど、流域でのいろいろやはり宅地化とか、いろいろ開発とかそういった部分で、今はかなり抑えられてと言いますか、国の成長と言いますか、国と言いますか日本全体の成長の・・・</p>
岡本委員	<p>先ほどのご説明で床上浸水が起きたんだとおっしゃったんですけど、それは・・・</p>
田中河川課長	<p>床下ですね。</p>
岡本委員	<p>床下浸水が起きたのは、在来からあった住宅なのか、おっしゃるようなもともと田んぼだったところに建った家なのかという、それが第1点ですね。</p>
田中河川課長	<p>岡田川の場合ですと、以前にも浸水がありまして、その住宅は最近、ここ何年かにできたというものではなくて、従来からもうそれは住宅、20年、30年の間にもございました。</p>
岡本委員	<p>それは例えば土地区画整理を2カ所やられていますか。</p>
田中河川課長	<p>土地区画整理でやっているところではなくて、その下流でですね、いわゆ</p>

	<p>る新幹線、JRの在来線、その付近で、まだ改修が進んでおりません。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>ですからいずれにしましても、在来からあった家はもともと浸かることはあったということですね。その後にももちろんそこに新築も入っているでしょうから、新築なるがゆえに浸かるものもあるだろうということですよ。それから、上からの雨が、実際に家が建たなくても土地区画整理をやっちゃって、道路側溝等々配置しただけでもう流出は変わりますから、当然上から来るやつが以前よりも増えたと。それは、分離はおっしゃるとおりできませんから。今の梶山委員の質問で言えば、従前遊水地的な効果を持っていたところに、そもそも浸かるところに家を建てたから浸かるんだという部分は当然あるし、それからさらに上流から。</p> <p>それからもう一つは、やっぱり安全基準が変わってきていると思うんですよ。例えば従前でも、川幅が狭いから家は浸かっていたわけですよ。ただ現在の我々の全国的な行政の基準と言いますか、目標としては、それはもう許せないということで拡幅する。全く条件が変わらなくても、我々は河川改修ないし、こういう道路改修を進めなければいけないわけですから、その部分と全部が重なっていますから、なかなかそれはご苦労があるところだと思うし、それから逆に、もう100年に1回のような、あるいは50年に1回のような大洪水が、大豪雨があって浸かったからといって、それに対応する工事は現在の我々の財政、あるいは行政基準でできませんから。だから被害があったからやれるとか、やるとかということとは直結はしないと。</p> <p>くどくど申し上げたのは、皆さんに申し上げたんじゃないくて、そのあたりの、やっぱり県民に対する広報活動をもう少しやらないと、何か無駄なことをやられているように言われたり、必要なことをやってもらえていないように言われたり、それからこのように浸かったのに、やったけど、また浸かるじゃないかみたいな話が出ますから、そのあたりは、これは県として今後の、そのあたりの、こういう確率的に起こる災害ですね、渇水でも洪水でもそうですが、そういうものに対応する我々の公共土木事業の、しかも公共土木事業は税金を使ってやりますから、ある程度公共の公平性を保ち、整合性を保った上でやらなきゃいけない。そうすると必ずしも、ちょうど健保の治療と自費の治療との差で、本当はいい治療法があるんだけども健保が適用できないものについては、それはできないよみたいなものがありますよね。そのあたりのやっぱり広報をやらないと、私自身も土木屋の端くれなんで、いつもそういうことをやらされるわけですけども。そのあたりのやっぱり、ことがきちんといかないと、特にこれだけ民度が高くなって、例えば都市化に伴うこういう流出の変化なんていうのは、かなりの方が知っています、定性的には。ただそれがこういう事業とどう結び付き、どのような格好で反映され、どのようにリンクするかについては、定量化できるものじゃありませんし、というようなことがあって。要は、広報活動に留意されたいということ</p>

	でございますけど。
田中河川課長	ちょっとよろしいですか。今のハード部分での整備と合わせてソフト部分ですね、そういった対策についてもやはり両輪と言いますか、両方やっていく必要があるかと思っております。
梶山委員	ちょっとよろしいですか、関連で。
野口委員長	はい、どうぞ。
梶山委員	<p>先ほどのお話の中で、遊水地的な利用という話がちょっと出ましたけれども、私は宮城県で何箇所か見に行ったところ、それなりに遊水地化として、遊水地として使ったところも家が基本的には建てられない、それなりのしくみをつくって運用しているところが何箇所もあるわけですが。そういう運用をしているところに実際に家が建っちゃったとか、そういうケースがあるのかどうかとかがいことですね。</p> <p>それからもう一つは、先ほどの質問の続きなんですが、今後の予想としてさらにこれが宅地が進んでいくというふうに予想されているのかどうか。その2点お伺いします。</p>
田中河川課長	先ほどの最初の質問の遊水地の予定と言いますか、そういったところへの住宅建設というのはないというふうに私ども考えております。それから今後ですけれども、今、瀬原田一丁田と中条の2区画整理ですか、やっております、新たな区画整理というのは、私ども現在では聞いておりませんが、一応の、この2つの事業の完成を待ってこの辺はいったん終わるかなと思っております。
岡本委員	<p>その点ですね、もう少し正確におっしゃっておかないと疑問が生じると思うんですよ。つまり実態として遊水地的な、水田というのはすべてそうなんです。実際に実態として遊水地的な効果は必ず持っているわけですよ。そういう意味での、言わば比喩的な意味での、広辞苑の意味での遊水地というのと、河川法に基づく洪水調節地とか遊水地といった指定を受けて、もちろんそこは、もう完全にいったん買収した上できちんとした遊水地事業を組んで、例えば渡良瀬みたいなんです。そしてもちろんその中に家が建てられるはずがないし、家が建った位置は全部移しちゃうわけですから。そういう言わば厳密な、土木屋さんの言う本来の事業としての遊水地や洪水調節地というのと、比喩的に、地域として、長い歴史の中で遊水地的な機能も果たしてきたよという遊水地とは区別しないと。</p> <p>そういう後者の、実態としての遊水地については、私の理解する限り、ここに建築規制をかけることはできません。ただそれが、ここ10年ぐらいですか、氾濫何とか地図、洪水が来るとこれだけ浸かりますよということを・・・ハザードマップです。ハザードマップを公表することで間接に、それでやるなら自己責任ですよということですよ。そういうような広報がようやく、ここどれぐらいですかね、昔、かつて静岡県磐田川でそれを建設省がやる</p>

	うとしたときに、これはもう不動産業者並びに住民の方から猛反対食って、そんなことを言われちゃ困りますと、土地が売れなくなりますと。自分家も財産が下がりますというのでできなかった経緯が 30 年ぐらい前にあるんですよ。それがもう時代が変わって、今はハザードマップを示して、そして一応、かといって、それでもってハザードマップでこうこうなっているから、この建築許可申請が下りたときに止められるかといったら止められないと、私は思います。ですから、そのあたりちょっと整理された方が。
梶山委員	私の理解ですと、その中間的なやつがあるんですね。要するに地役権だけ買収しちゃうというね。
岡本委員	それはね、今おっしゃっているのはこういうことなんですよ。遊水地事業をやるときは、まずいったん買収するんです。
梶山委員	それとちょっと違うんです。
岡本委員	それで地役権でしょ。
梶山委員	買収はしないんです。要するに受忍する、家を建てないという範囲内で保障するという、こういうことですね。
岡本委員	それはちょっと誤解がありまして、遊水地事業の場合は、簡単に言うと・・・
梶山委員	それ、河川法に基づいているんですよ。
岡本委員	その場合の地役、だからそれは河川法の準用ですよ。地役権、つまり住宅は建てないよと。・・・関係していません、ですから私は準用と申し上げたんですよ。だから河川法の場合、完全に一関の遊水地とか、渡良瀬遊水地をつくる場合は、もう河川法の適用をして完全に全面買収。中にある家は当然買収、移転費を払いますと。そして、そのあともう1ぺん、渡良瀬の場合はそれもう完全に遊水地としてしか利用していませんが、一関のような場合、多くの洪水調節遊水地では、もう1ぺんもとの農家に買い戻してもらうんですよ。そして、それが一番原型なんですね。それでその場合、ただし3年に1回、5年に1回、10年に1回は水に浸かりますよと。その分を一括補償で、低い値段で渡しますというのがある。
梶山委員	一ノ関がそうですね。
岡本委員	それを準用して、その方式を準用して、とにかく家だけはあっては困ると。田んぼならば何とか水に浸かってあれたけれども、そこに家があるともう、例えば家が1軒あるために、行政としてはものすごい行政需要が出てくるわけですから、ちょっとそこをどいてくださいと。その地役権だけの買収はしますよというのがあるわけですね。だからこれは行政、地方自治体としてやればできるということです。
宮坂委員	ちょっといいですか。今、両先生のご意見なんですが。長野県の場合、おそらくいわゆるその法で決めたような遊水地というのはないと思うんですよ。
岡本委員	ないです、ここには。はい、ありません。

宮坂委員	<p>ですから、宅地開発の規制がなかなか難しいと思うんですよ。そう意味ではどこの自治体でもそうなんです。民間での、特に景気よかったころ、民間でだいぶ宅地造成をして売り出した地域があるわけですけども。そういったようなところは、従来であれば水がついたかもしれない。そういう経歴のあるところでも、開発の届が出てくれば、これ特にそういう規制がない限り認めざるを得ないと。そのために宅地化が進んできている、こういうことだと思うんですね。</p> <p>それからもう一つは、長野市の場合は、市の北部とこの篠ノ井地区というか南の方と、あと川中島の真ん中辺と、だいたい開発が進んでいるんですが。それで、長野の真ん中が空洞化してきているわけですね。ですから周辺部へみんな移ってきている。そういう中でこの地区も宅地開発をやったんだろうと思うんですが。ただ、この岡田川もそうですし、私ども地域でもいくつか中小河川があるんですが。千曲川の水位と堤内地の高さとの関係で、だいたいどこも水門を付けるのが常識になっておるわけですね。ですから、自然流下で千曲川へ流せる川というのは、もうちょっと上流へ行くと可能なんです。下流の方はどうしても内水排除がされるわけですね。ポンプを付けなきゃならない。逆にそれを閉めると、今度は人為的に貯まっちゃうわけですね。そういった点で、どこの自治体も苦労しているんですが。県の方もそういった点でこの開発を、では規制してやれば問題なかったかもしれないんですが、これ行政上のいろいろな問題があって、なかなかできないという中で、これ開発、土地区画整理をやったと思うんです。たぶん必要最小限の川の治水対策はやっておかないと、県の管理している川としてはやむを得ないんじゃないかなと、そんなふうにも思うんですけどもね。</p>
保母委員	<p>ちょっとよろしいですか。先ほどの岡本さんが言われた点について、返事がなかったと思って聞いていたんですけども。もともとそこに農家なり古い家があったと思うんですね。そこはその当時、要するにこの宅地開発がやられる前にもたまたま浸水があって、新しく家ができたから戸数が増えただけの話なのか。それとも、もともとは浸水がないところに古い家があったけれども、開発がやられて、あるいはその上流の、むしろその排水事業が進んで、この地域がその被害が増えたのかね、このあたりの関係というのはどうなっているんでしょうか。</p> <p>この追加資料の中で見ると、昭和 56 年、57 年、平成 9 年しかないんですよ。もう少し前との関係で、そういう浸水したときの、浸水の高さと言うんですか、どこらまでという変化が生じてきているのかというのはどうなんですか。</p>
河川課	<p>もともと家があったところに浸水が起こっています。その原因と言いますのが、川の断面が狭かったもんですから溢れていると。それを解消するために事業を入れている中で、また再度溢れていると。その溢れたところに新た</p>

	<p>に、市街化が進んでいますから新たに家が建っていると。なおかつ区画整理という事業も入れているので、流域全体とすればさらに都市化が進んでいると。都市化が進むという、その流出係数がまた多くなって来るものですから、側溝ですとか、そういったものから水が増えてくる。</p> <p>それから、先ほどあったように、内水という問題があるものですから、千曲川の水位が上がったときにそれがはけないと。そういった複合的な要因で災害が起こっているものですから、そういったものを、まずは外水ということで、川の断面が足りない部分についてはこの事業で改修を進めていきたいと。それから内水面については、千曲川の問題があるものですから、もう少し広い範囲で、下水道等の状況を見ながら、あとはポンプアップの状況を見ながらという事業で、ここの地区全体の水害を防いでいこうという考えであります。</p>
保母委員	<p>ちょっと先ほどの質問との関係では、ちょっとずれているんじゃないかと思えますけども。川の断面積の狭さの問題は、これは言ってみれば前からあるわけですよね。上流でその治水対策をやって、降った雨がより早く集中的に流れるようになれば、こういう土地というのは、より一挙に水が増えますよね。そういう影響があつてこのあたりは、前よりも浸水の現象が増えたのか、あるいは大きくなったのかという点はどうなんですか。それはないですか。</p> <p>それともう一つは梶山委員の質問されていたような、この地域がかつては田んぼがあつて、遊水地機能が実質としてあつたと。その部分が住宅ができてくると、それぞれの家は早く家の敷地の中の水を排出しようという、そういう構造になっているので、全体としては遊水地機能は下がってきますよね。</p>
岡本委員	<p>それはただ本川の下流に対してです。だからつまり、遊水地というのは何に対する遊水地かということが、この地域の田んぼが遊水地だったというのは、千曲川本川の下流に対して、千曲川本川を走る水が一時上流に、この部分に滞留してくれたという意味なんですね。それから今おっしゃった・・・</p>
保母委員	<p>いや、それはそうなんだけれども。いや、この地域の、だから遊水地機能自体が、その敷地で宅地化していったら、その田んぼの面積が少なくなっていけば、縦に高さとしてそれをカバーせざる得なくなってくるから高くなるという話なんですけどね。</p>
岡本委員	<p>おっしゃるように仮に樋門の近い、一番低いところあたりに宅地がばかばかできれば、その分まさに、そのあたりで湛水するにしても、今までの半分の面積で湛水するわけだから、逆に水位は倍になるという、それはおっしゃるとおりなんです。それはあまりこのところでは見られない。むしろ・・・</p>
保母委員	<p>だから何の原因で何が変化したのかね、この問題は。</p>
岡本委員	<p>だから上流にまず区画整理等々行われて、宅地化が、だいたい宅地化する</p>

	<p>ときには、一般にはいくらか微地形的には上流のところできますね。そうすると下流の方にはなおさらしわ寄せが行くと。それから、さらに河川断面が広がるということは、一方で通水能力は高めるんだけど、保母さん指摘なさったように今度は洪水の到達が早くなりますから、逆に、その周辺に関してはむしろ前よりも悪化するマイナス要因もあります。と同時に、断面が広がったことによって、洪水のときに早くはけてくれるからというプラス要因もある。だからそれがプラスマイナスどちらかというのは非常に難しい。しかも地区ごとに違くと。ただはっきり言えることは、その上流で開発が進めばその川の洪水量が増えると。</p> <p>それから逆水樋門をかけていますから、以前ならばじわじわでも出て行ったものが、全部そこへ貯めることになるから、それを低いところに関しては以前以上の負荷だし、ということはあるというような。だからその辺地区ごと。それから雨の降り方等々全部で、それから土地利用の変遷みたいなプライマイで出てくるから、なかなか定量的にそれをいうことは難しいと思うんですね。</p>
宮坂委員	<p>このところは、私、現場をよく知っているんですが、この地図をちょっと見ていただきますと、左上に茶臼山ってありますね。これが大きな山があったんですけども、過去に全部地滑りでこの山が一山なくなっちゃったんですね。だから非常に砂防で手を入れて、日本でも有名なこれは地滑りだったんです。これが止まりまして安定したわけですね。そういうことで、もともとはこの辺の人たちはここを利用したかったのに、地滑りがあったためにできなかった。今それが止まって安定したために、どうしても開発も必要になったということで、ある程度家が増えてきているという地域だと思うんですね。そういう点で、必要な河川改修だけはやらざるを得ないというので提案されていると思うんですけども。そういう特殊な場所のような気もいたします。</p>
野口委員長	<p>議論はいくらかまだあろうかと思うんですけども。今いろいろコメントいただいたのも、この事業そのものの適否というような意味合いよりも、むしろ先ほどの1のところ議論にもなったような、つまり浸水地域的なところへ住宅が広がっていくという、これはある面で、今の規制がなかなか難しい中ではやむを得ない側面があって、それに対しては、何らかのまた手を打たなければいけないというので、こういった事業が行われるという、一定の抜本的な改革というよりも、その場に対する対処的な対応というような意味合いが、いろいろな事業にもあり得るような気がするんです。それで、これもまた、この事業の適否ということと同時に、むしろ1のところ指摘されたような内容の、何かコメントが付される必要があるのかなという気はします。</p> <p>ただ、ちょっと去年の意見書を思い出して、意見書を持ってきておられる</p>

	<p>方はおられないかもしれませんがけれども。昨年、いろいろな、都市計画事業も含めてダム以外に 45 カ所の事業に対する共通する意見というのを付けておまして、その中の一つに「過去の災害、氾濫記録を整理し、今後の事業を進める優先順位等に反映し、地域住民への説明責任を果たされたい。また、災害危険区域に関する情報や過去の災害履歴を情報提供することにより、民間等の開発行為の抑制を図られたい。」、こういうふうな内容があります。このような、今いろいろご議論、ご指摘いただいた点も、こういったことにも関連するような気もするんですが。</p> <p>ですから、大きく言えば、昨年こういった意見としてまとめてはありますけれども、各論の中にも、例えばこれはこれとして一応了承する、ただし、こういう点についてはという形で、一つひとつに今みたいなことを付けていった方が、より今後検討いただく上で有効なのかなという気はいたしますが。そういった取りまとめでいかがでしょうか。梶山先生、いかがですか。</p>
梶山委員	<p>大変結構かなと思います。一つ関連して伺ってよろしいですか。浅川の流域対策に遊水地、あれは河川法に基づくものですか、浅川の流域対策は。</p>
田中河川課長	<p>現在、遊水地という形で 2 カ所を想定して流出解析を行っております。ただそれで河川法、河川管理施設にするには当然河川法の適用の中でやっていくんですが、その辺については、今これから具体的に詰めていかなければということやっておりますけれども。</p>
野口委員長	<p>よろしいでしょうか。それでは一応、この事業そのものについてはお認めいただくということで、予定どおりということをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ちょうど時間もいいところになりましたので、この 1 ページ目のところの 2 まで来ましたけれども、あと砂防事業以降のところは、昼食で中断した後にと。</p>
事務局(山浦技術管理室長)	<p>もしお願いできれば、よろしいでしょうか、委員長。河川の仕事が、今と同じような話が 12 番、13 番にございます。河川事業の。もしあれであればこのままやっていただくか、午後その部分を最初にやってもらった方が、お話が共通しているかなというような感じもしているんですが、どうでしょうか。</p>
野口委員長	<p>時間的には、いや順番を変えることは構わないと思うんですが。</p>
事務局(山浦技術管理室長)	<p>では午後・・・</p>
野口委員長	<p>そうすると何番目・・・</p>
事務局(山浦技術管理室長)	<p>12 番、13 番が一括的に見ていただいてもよろしい箇所だと思いますので、12 番、13 番を一括的に、今の議論と多少関連してきますので、先に見ていただいたらどうかと思うんですけどいかがでしょうか。</p>
野口委員長	<p>はい、わかりました。</p>

事務局(山浦技術管理室長)	そのあとは、順番はこちらでまた整理させていただきますので。
野口委員長	それでは今、1番、2番が終了して、午後はこの順番を少し変えさせていただいて、関連ということで12、13番を先にやって、そのあとまた引き続きという、そういうやり方にさせていただきますして、午前中の審議は一応これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
	(昼食休憩)
野口委員長	12、13番のところの審議を先にしたいと思います。それで、これに関連するコメントは一覧表にはありませんが、災害履歴のところだけですかね。この一覧表の中にはないですね。ですから、この災害履歴のところのページ9に「低地対策河川事業 武井田川・鴨池川 諏訪市」というところがありますが。それで、事前のコメントは特にありませんでしたけれども、いかがでしょうか。 まず先に武井田川ですね。この本資料で言えばナンバー12。これは確か2つ並んで流れている川でしたね。現地を見させていただいて。
事務局(山浦技術管理室長)	そうです。両方現地を見ていただきました。
野口委員長	ですから、それぞれというよりも、これ一括でいいかと思うんですが。
梶山委員	災害履歴に床上、床下はあるんですが、田畑の浸水被害というのは、これはどう理解したらいいんですか。
河川課	田畑の浸水もあるかと思うんですけれども、この表というか集計の中では、そういったものを出してなくてということです。
梶山委員	どうして出していないんでしょうか。被害がないという認識でいいんですか。
河川課	被害は被害なんですけれども、ちょっと統計上出てこなかったということ・・・
事務局(山浦技術管理室長)	田畑は浸水区域に入っているんじゃないですか。浸水区域面積に。
野口委員長	全部、床下、床上だけが出ているということなんですよ。
田中河川課長	浸水区域面積の中に田畑も入っているんです。もちろん住宅とかそういった形で、特に細かな仕分けはできていなかったということですが。
野口委員長	そうですか、被害状況、ほかのところを見ましても、人命に関わることと、家屋関係ですね、だいたい。田畑のことは書かれてはいませんね。そうなる、例えば被害額なんていうときに、額は書いてありますが、これ一般被害というような言い方で、例えば農産物とかなんかに対するそういう被害額みたいなものは入ってこないんですね。
田中河川課長	統計的にそこまで細かくはできないかと思うんです。ある地区・・・農産物とか、ちょっとそれは農政部の管轄になりますけど、ある程度の細かな地区ごとのという、なかなか実際、統計であると調べても難しいかなと思いま

	す。
野口委員長	そうするとこの一般被害1千万円、2千万円とか、これは家屋に対する被害という意味ですか。
事務局(山浦技術管理室長)	いやこれたぶん一般被害というので、例えば市が発表した数字なんで、一般的な中には入っているのではないかと思うんですが。ただ水田は、水が引ければ全滅するというわけではないんで、必ずしもその数字の、ちょっとどういうふうに入っているかまではわかりませんが、市等が発表した一般的な被害という中には入っているのではないかと思います。 私どもと言いますか、道路とか河川だけの災害であれば、公共土木施設災害費という記載をした事例がほかにはありますので、その場合は特定されていると思いますが、この場合はごく一般的というような扱いでは、入っていてもいいという解釈ではないかと思いますが。
野口委員長	いかがでしょうか、それで。
梶山委員	例えば保全対象のところには、田んぼは入っているわけですよね。それで、田んぼも畑も入っていて、例えば、被害のところになんか全然ないというのはやっぱりアンバランス、もちろん難しいものがあるんでしょうけど。概要ぐらい出ている方がわかりやすいかなと思います。それから費用対効果の問題でも、やはり同じ問題が全部出てくるわけで、田んぼと畑を保全対象に入れながら、被害の履歴が全然ないというのはちょっと納得できない気がします。
野口委員長	例えばそういうデータがないということですか。それとも記載してないということですか。
田中河川課長	いろいろ調べたんですが、実は確かに被害があったかもしれませんが、データの把握できなかったということ。
岡本委員	これ難しいと思うんですよ。行政でいくら、これ市長が申告して1千万円でしたと、これは市長の責任についての秤量ですから、それは県が採用することはできるけれども。例えば3.5ヘクタールの田んぼ浸かった分がいくらだったということは、例えば災害保険でも払われていけば、それを使えばいいということになるんだけれども。なかなかそういう具合にきちんとリンクしていませんから。かといってどの数字を出すか、だれが決めるのかということが、統計技術的に難しく出ないんだと思うんですね。 ですから、だいたい治水事業をやるときに、例えばかんがい排水事業とか、要するに利水事業ですね。利水事業の場合は費用対効果、いいよというのは厳密にやりますけれども。治水事業で、実際問題として、例えば100年洪水を想定してなんていうときに、100年洪水の実績がない川でもやるわけですから、その費用対効果を過去の被害実績から積み重ねて、効果がいくらということとは現実的にあり得ないわけで、だからあくまでこれ双方とも参考値ということだと思います。

	その辺のしくみがちょっとあるから、費用対効果も河川事業に関しては非常に、いわばほかの事業のように言いにくいと思います。だって水害統計ってあるけれども、あれを使って河川の計画をやるわけではないですから。
田中河川課長	一般的には、想定浸水区域図の中の試算とかそういうものをここに、全部調べた中でやっております。
岡本委員	想定をして、100年洪水が来た、ここが浸かるよと、すると被害物件。その場合でも宇沢先生おられたらまた怒られるわけだけれども、人命損傷はどこに入れているんだという話になっちゃうでしょ。そうすると、うかつに溺れちゃった人が1人いれば、これでもうがくと評価が変わります。だからそういうことはなしにして、行政として、税金を使う際に承認が得られる程度のバックデータで、あまり無謀な文句いう費用ではないよと、効果も十分あるよということの説明できる程度の資料という意味ですから、あまりほかの利水事業のように厳密には載っていないと思うし、言えないと思います。ただおっしゃるように、形式的に被害対象のところに水田が入っているのに何で出てこないというのは、ちょっと確かに形式的にはおかしい感じはしますね。
梶山委員	いや、確かにお金に換算するのは難しいものがあると思いますけれどもね。冠水の程度によって被害額がほとんどない場合もあるでしょうから。ただ私が思うには、この区域の中にこれだけ田んぼがあって、畑がありますよというんだったら、その田んぼが何ヘクタール冠水した、お金に換算しなくてもいいですから、そのぐらいは当然あってもいいと思います。
宮坂委員	それでは実状、じゃあ一応浸水被害状況図というのはあって、過去の洪水ごとの範囲は一応書いてあります。
梶山委員	範囲はわかります。
宮坂委員	それで、調査したもので、一応数字、これ計算してあるんですよね、これ。
野口委員長	ただ保全対象としての面積は書いてあるけれども、被害面積というのとは別ですよ、これ。
宮坂委員	冠水で予想される田畑についての費用対効果ですね、これは。
野口委員長	そういう意味ですか。これは全体じゃないですか。112ヘクタールとか、畑50ヘクタールとかいうのは。
宮坂委員	そこら辺が浸水されるだろうと。その辺がなくなるでしょうと、こういうことですね。
高橋(彦)委員	この中で保全の利益というなのは、計算できるんですか。
保母委員	いいですか。高橋委員の言われたように、どれくらいのプラスになるとかいう。それとの関係でいうと、約20年ぐらいで被害額が今1億円ですよ、おおよそ、これ計算すると。64億円使うという話ですので、そうすると20年で1億円。64億円であれば1280年と、そのコストとの関係で言えばね、そ

	<p>うなるんですよ。その長期まで見ればいいと言えいいけれども、そのあたりでのこの事業の効果の正当性をどう見るか。先ほどのように人命は1人でも、これは救わなければいけないからいくら金をかけてもいいと言え、それはそうだしね。どのようにこれを説明するかという上では、もう少し被害額と、これまでの被害額と、同時に、この事業によってどこまでが救われるかね。その効果の予測というのは、説明上はやはり出した方が説得力はあるし、説明責任を果たすという上では重要かもしれませんね。</p>
野口委員長	<p>そういった記載が可能であれば、書いていただければいいかもしれませんけれども。</p>
岡本委員	<p>それはむしろ国土交通省に投げかけるべきものですよ、治水事業は全国で行われるわけですから。当然国の責任者である国土交通省の治水事業を進めるための基本方針があって、算定の仕方があって、そのところをきちっと決めてもらって引用するんであって、ここで自主的にやるわけには私はいかないと思うし、それから、またそれをやるとなると、実態に踏み込めば踏み込むほど計画論から離れますから。どうしても、かえって自己矛盾を生じることもあるんで。大変私、啓蒙の必要があると言ったのはそういうことで。一種の約束事としての話と、実態はどうだったという話とが、どうしても確率的に起こる災害に対する対策ということには曖昧な問題が出てくるんで、そうなりますけれど。</p> <p>ただ保母先生や梶山先生おっしゃるように、庶民の感覚としてどうなっているのと、おかしいんじゃないのと、こっちに書いてあってこっちに書いてないというのが明らかにあるから、その辺の説明責任はもうちょっと果たす必要はあるかと。それはあくまで、やっぱり国の治水事業の計画論をきちんと固めてもらうことをやってもらわないと、県が先行的にやってみるということはいいいと思いますけれど。</p>
野口委員長	<p>一応もしそれが可能であればということで、追加的な資料で出していただければというふうに思います。それで、今日のこの皆さんにお配りの資料の中には、こういったことが問題とされたかということが書かれていませんけれども、それ以外の、前に配られている資料のほうですが、9月27日付で資料がわたっているかと思うんですけれども。それを見ますと、今日の出席メンバーの中で言えば、岡本委員、若林委員、それと私、あと宇沢委員がおられましたけど、現地を見させていただいています。そのときの質疑のこのまとめの中に、本来遊水地であるところが宅地化しているが、その対策をするのはいかなものかというようなコメントがあります。これは今朝ほどからの議論とやはり共通するような中身であります。もう明らかに見た感じからしても、もうその地帯は、クリークとまではちょっと言いませんけれども、そういったところで住宅が相当建っているという。したがって、この被災状況を見ても、57年から近年までずっと例年のようにこういった被害があるとい</p>

	う、これもあの場所からするとそういうことなのかなという。この辺、これ特に何かコメントに対する考え方というようなのはまとめてなかったようなんですが、これいかがでしょうか。今日のこの中には、武井田川、鴨池川のは、特にまとめはありませんよね。現地では今申し上げたようなことが少し議論されたわけですけど。特に、だからどうだとお答えしにくいかもしれませんが。
田中河川課長	現実には住宅化が進み、実際、毎年のように被害が起きているというような現状の中で、やはり河川をやるものとすれば、ぜひこういった洪水対策をやらなければいけないというのが、まず基本かと思っております。
若林委員	私ちょっとそのときに疑問を感じたのは、例の水門側の吐出量が、あれの制約があって水を出すことができないのでこういう問題が起きているというお話。これ抜本的な解決策とすれば、水の詮を抜いてやれば水位は下がるわけでしょ。その辺との協議はどうなっているんですか。
田中河川課長	現在、天竜川は諏訪湖の釜口水門からずっと流れているのはご存知のとおりです。それで、将来的には600トンの放流まで可能という形で水門はできておりますし、全体の計画もそういう形でやっておりますので、下流の改修とかそういった形で最大400トンまでは流せる形で・・・
若林委員	キャパは600トンあって400トンしか今のところは流せないと。
田中河川課長	それで600トン流すには、やはり下流、天竜川本線ですね、その改修が進んだ時点でないとなかなかできないということ。それからあと400トンを600トンにすれば、必ずしも大丈夫だという問題でもないと思っておりますが。
河川課	遊水地というお話にもなれば、広い視覚で見れば、諏訪湖自体がその天竜川に対する遊水なものですから、それを大きな計画論としての話ですと、今の諏訪湖の600トン、釜口水門からの600トン放流ができないと、下流の断面が足りないもんですから、そういった上下とのいたみ分けという部分もありますし、ここの河川につきましては、宅地の部分と、それから畑・田んぼの部分と分けてありますので、そこら辺の狭い範囲でも、やっぱり田んぼの部分では水は浸かりますし、あと宅地ができて、また宅地からの排水と、バックウォーターの問題もありますし、そういった面として見たときに、どこまで守るべきなのかということだと思っておりますけれども。 諏訪湖地区で言うと、58年に大きな水害があったもんですから、そこら辺を目標に、地区の目標として事業は、諏訪湖全体の流入河川として進めている中の1つの川という位置づけなんですけど。
若林委員	いわゆる事実上遊水地みたいなもんですよね、この水をかぶる地域というのはね。現況で見てもあれ以上の改善は全く期待できない。だから河川も、だから浸水性のある、自然にやさしいものをつくっていくしかないという、天井川みたいなものはいくらつくってもしょうがないというかね。
野口委員長	その点は、この間のときの、今、若林委員もおっしゃいましたけども、地

	<p>盤沈下というのが、例えば最大で 530 ミリ沈下しているとかですね、そういったことも現地ではお聞きしましたし、それこそ、本来遊水地的なところに相当宅地開発が進んでいるという。この問題の、かなり根本的な解決がないと、あの 2 つの河川改修で対応できるというレベルを、ある面では超えているのかなという感じも率直なところ受けました。だから河川改修は必要ないという、そういう意味ではありませんが。もう少し抜本的な対策を講じる必要があるのかなというのが、おそらくあのとき見られた諸委員の共通した感覚ではないかなというふうに思われます。</p> <p>いかがでしょう。これも、だからこれ中断せよとか、どうこうせよということにはならないと思いますので、この事業については継続してやっていただくということの中に、今申しましたような、やはり付帯のコメントを付けておくということはいかがでしょうか。</p> <p>それではそういうことで、河川関係のこの 2 件合わせて一応了承したと。</p>
事務局(山浦技術管理室長)	すみません、13 番の方は一時休止が入っておりますが、その案のとおり……
野口委員長	今そういうことだったもので、実は今日欠席された高橋委員が新たなコメントを出されておまして、どこにありましたかね。
事務局(山浦技術管理室長)	今日は高橋委員からは特にコメントは。
野口委員長	前に中止言われましたか。
事務局(山浦技術管理室長)	今のは、13 - 1 ページで、一時休止が鴨池川の方に書いておりますので、その案どおりの決定ということによろしいですか。
野口委員長	すみません、この案どおりというのは、案どおりという意味です、今申し上げたのは。
事務局(山浦技術管理室長)	はい、わかりました。
野口委員長	どなたかコメントでということではないですよ。この案がすでに一時休止という、これ現地でも見せていただきましたけれども、ということで、言ってみれば原案どおりということをお願いすると。それについて、今の付帯的なコメントを付けさせていただくという意味合いでございます。
事務局(山浦技術管理室長)	はい、わかりました。
野口委員長	では、どうもありがとうございました。それではまたもとに戻るといふか、関連することで、事務局の方ではこれ、最初の、この全体の総括表の中の、7 番目に旭ヶ丘団地住宅事業。つまり住宅関係とこの河川との関係が、いろいろさっきから話題になっていきますので、関連することを先にということで、住宅事業のところであります。なお、資料に関しましては、今日お配りいただいた追加資料の中には、4 ページ目の一番上に「住宅建替事業 旭ヶ丘団

	<p>地 須坂市」ということで、全体の 30%を事業を中止するという事になっておまして、あと駐車場の整備ということに充てられるということなんですけれども。それに対する質問や意見、そののところに残部の整備は不要ではないかということに対しては、回答がこういう形で出ているということでもありますけれども。これ梶山委員、特に何かまた追加的にはありますか。</p>
梶山委員	<p>これは現地でお聞きして、一応その場では納得したと。</p>
野口委員長	<p>特にその問題ということではなくて、質問項目に対する回答ですから問題ないかと思いますが。これは当日、若林委員もここ、両方とも出ていただいたので見ておられるわけですけど、特に何かお感じのこと、さらにありますか。</p>
若林委員	<p>私はあのとき質問したのは、県営住宅と市営住宅の住み分けはどうなっているんですかという話で、あのときに妥当なお話というか、所得層で分けているような話が以前はあったと。今、現況ではそういうことはもうないんだというお話があって。いわゆる利用率から勘案して、低所得者が阻害されるようなことはないのかって梶山先生とか、それに対しては、今のところは充足率は満足されているので問題ないと。これはだからそれでいいんじゃないですか。駐車場の整備についても、もちろんだから当然、未整備部分については行ってもよろしいでしょうということ。</p>
野口委員長	<p>今おっしゃったとおりでありまして、私も少し気にしたのは、この事業中止をした場合に、本当に低所得階層の需要を満たし得るのかというのが少しは気になったんですが。そこも現地でだいたいの状況で、ほぼ現在予定しているというか、建設されたもので満たしているというようなことでもありましたので、さらにそれ以上、必要以上のものをつくる必要もないであろうということで、この案に特に異論はないというのが、現地での感想でございました。見ておられないメンバーもおりますが、説明も 1 回お聞きしておりますし、今みたいな若干のやり取りも含めて、何かご発言ありますか。</p> <p>それでは特にないようですので、この旭ヶ丘団地は一部付属施設のみを整備し、事業中止としたいという原案としてお認めいただくということで、特に付帯的なコメントもなしということによろしゅうございましょうか。それではそういうことで終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。</p> <p>それでは、またもとに順番どおりに戻って・・・</p>
事務局(山浦技術管理室長)	<p>ちょっと今体制が・・・では先に一番最後の 14 番の松川ダム、今、課長いますので、河川課長、先にやらせていただきます。申しわけありません、いろいろ言って。</p>
野口委員長	<p>そうしたら、それに関する資料は、本日の追加資料で言いますと、5 ページの一番下。</p>
事務局(山浦技術管理室長)	<p>5 ページの一番下の関係でございます。</p>

野口委員長	<p>「緊急治水対策ダム事業 松川ダム再開発 飯田市」ということであります。ここについては、本日欠席でありますけども、高橋徹委員からここに書いてあるような質問・意見が出され、それに対する回答が右の方にあるということであります。これも現場を見られた方は、若林委員と私ともう1人どなたかおられましたかね、失礼いたしました、岡本先生ということでございますが。何か特に見られたところでの、あそこで少しやり取りもあったわけですけども、何か特にコメントされることはありますか。</p> <p>なお、皆さん方に前回というか、前にお配りされている質疑等に対する回答書、今日の資料ではありませんけれども、前ので言えば、松川ダム再開発に関しては、トンネルが詰まることがないかとか、トンネルにより地下水の流れが乱されることはないのか、これはちょっと少し議論のあったところかと思えますけども。</p> <p>あと、この美和ダムの検証結果を反映してどうこう云々という分派壇の問題ですね、というようなこともありましたけど、その検証というのはかなりあとになるわけですよ。それで、本当に検証が終わってからというようなことになるのかどうかという、この辺が、若干将来的なことで不確定要因として残っているのかなということであったかと思えます。岡本先生、何かその辺ではありませんか。特にいいですか。</p>
岡本委員	美和ダムの結果を待ってからというのは、妥当だと思います。
野口委員長	若林委員はいかがですか。
若林委員	今日の回答にもそういうふうに出ていますね。美和ダムの効果の検証を踏まえと出ているから、これだいたい何年ぐらいですか、どのくらいになるんですか。
野口委員長	ですから、これ少し、いつになるんですしたかね。
岡本委員	5年ないし50年。
若林委員	それでは永久凍結みたいなものですね。
岡本委員	<p>考え方はいいんですよ。ただ実際に、本当に人間の思っているとおり動くかどうかは、その程度の大規模なものが来てくれないとわからない。ですから、おそらく美和ダムで1、2回大きな洪水をやってみて、だいたいいけるなとなったらそれはいいですが、思わぬところに落とし穴があってあれだめだということになるか。あくまで試作品ですから、テストをやってもらうまでは、私は長野県が採用しないというのは妥当だと思う、そういう意味です。</p> <p>だから、仮に5年後であれ50年後であれ、あれだめだったとなったら、次の代案をまた長野県として考えなければいけないということになるんですが。当面はこれを代替案の第1次案として採用しておいて、ただし実際の施工は当分待つということだと思っただけですね。それで私は、それしかしょうがないんだと思う。</p>
保母委員	当分待つというのは、50年待つ場合もあると。

岡本委員	あり得ますね。大きな洪水が来てくれなければしょうがないですから。むしろ私なんか専門家として怖いのは、もう10年経ったと。小さな中小洪水が出たと、効果があったようだ、あったという認定をされると、今度の地震と一緒に、災害というのはあくまで大きなやつが、ある程度大きなものについての効果がなければ意味がないんですから、小さな中小洪水出て、やっぱり予定どおり動いているよということを、メーカー側ないしは発案者は言いたがるんだけど、それは私はあまり、新薬に飛びつく患者みたいなもんだから止めた方がいいだろうと、個人的な考えがあるので、今のようなことを申し上げました。
保母委員	このダムがなかったらもっと大きな洪水になっていたはずだけど、少しで済んだとか。
岡本委員	そうじゃなくて、それは一つあるんですけど、そうじゃなくて、砂の流入の問題ですから。
梶山委員	これは、美和ダムを見に行ったときに聞いてみたんですが、黒部川の出平ダムってありますよね。ああいう方式と比べてどうなのかと。その点はどんなんでしょう。担当者もわからないっておっしゃっていたんですけども。
若林委員	予算の執行率がまだ31.3%。ただ、あのトンネルはあのままの状態で維持できるんですか。
岡本委員	でしょうね。あれだけ傾斜があればね。
河川課	トンネルについては、ちゃんと完成断面で吹き付けまでやりますので。
若林委員	いわゆる内面のコンクリートまでは仕上げちゃうということですか。それで終わった段階での予算執行率が31.3%ということですか。
河川課	31.3%は、トンネル完成までのお金は入っていないです。
若林委員	入っていないんですよ。それまでいくとどれくらいいくんですか。予算進捗率というか予算・・・
田中河川課長	トンネルは今年度200メートルほど巻き立てやって、引き続いて、17年度に残りの分もやって完成する予定で、ですから31.3%、今年度までのお金で、そこにさらにもうちょっと・・・
岡本委員	全体事業費というのは、今、若林委員がおっしゃったような水路の巻き立てなんかの吹き付けの費用も入っているんですか。
田中河川課長	入っています。
岡本委員	そこまでは入っているわけ。美和ダムでもしも成功したら付けようというような施設の費用も入っているわけですか。
河川課	入っております。
梶山委員	これは土砂を売るわけですね。
田中河川課長	トラップ堰で取りましたというか、堆積したものを、ちょっと言葉をこの前言われたんですけど、第三者と言っていますけど、実際例えば砂利組合とか、そういったところで取っていったらえれば、手間をかけずに、お金もか

	けずにできると、そういった形です。
梶山委員	売るといよりも・・・
田中河川課長	売ると言いますか、
梶山委員	その費用が、諸費用が無料になるという・・・
田中河川課長	そうでなければ、本来自分たちで取って運搬してどこか処理するという形になるんですけども。そういった形で委託ですかね、そういった形を取れば費用も、コスト縮減の方にも載せておきましたけれども、そういった形で、費用をあまりかけずにできるという考え方です。
梶山委員	岡本委員がおっしゃったことと関連するんですけど。この美和ダムの効果を検証するというのは、ある程度規模の大きい洪水がないとあまり検証にならないわけでしょ。
岡本委員	洪水だけではないですから、土石ですから。地震があって相当石れき材が生産された状況があって、例えばですね、地滑りがあって、そういうところにまたある程度大きなものが来て、要するに土石流のかなりの規模のものが来てくれないと、ということだから、これ本当にやってみなければわからない。例えば今おっしゃった例の北陸のダムにしても、考えはよかったんだけど、今度思わぬ副作用で漁業に被害が出ちゃうとかね。やっぱりコロブスの卵で、あとからだれだってわかるんだけど、事前にはわからなかったことが多々あるし。
田中河川課長	ちょっとよろしいですか。黒部ダムの場合と今回のちょっと違う・・・
岡本委員	ですから私が申し上げているのは、新しい技術というのは必ず、完全に予測の範囲内で動くものではない場合が多いから、やっぱりオンサイトのリアルな実績がないとだめだということをやってみなければわからないと。
野口委員長	ちょっと今の話は、双方一応わかっているわけですけども、行政という立場で見たときに、その検証にものすごく時間がかかりますよね。
岡本委員	いや、かからないかもしれない。
野口委員長	かかる可能性がありますよね。場合によっては何十年とか。そのときに、そこまで行政側は待つという覚悟はあるんですか。
田中河川課長	ちょっとよろしいですか。先ほどの検証というお話ですけども。資料でお出ししてあります 14 - 6 というのがございますけれども。ここでは、今年度中に美和ダムの方のトンネルバイパスが完成するという中で、ちょっと点線の部分で 19 となっておりましてけれども、この期間ぐらいを目安に検証して、さらにそれを見て、赤い線で引っ張ってあるのが変更した県の計画なんですけど、分派堰工以降は 20 年度からやっていきたいと、こういった形で今考えております。
野口委員長	わかりました。それで、一応完成年度はもう間もないし、そこから 2、3 年なりは置くということで、果たして検証というものになるのかどうかとい

	<p>うことなんですよ。つまり時間を置いた。そして何らかの変化ぐらいは見れるかもしれませんが、今、岡本委員からご指摘のような、本当にこの分派壇等がそういった機能を果たし得るのかどうかという検証には、例えばもうちょっとかかり得るといえるときに、この計画は待てるのかどうかという、そこまでの検証という意味合いなのか、少し様子を見てみようという程度の検証なのかという。</p>
岡本委員	<p>私は専門家として理想論を申し上げたので、ちょっと誤解を招くと困るんですが。本来はそういう本当に新技術、例えば、だれかが新しい療法で癌が治ったといったときに、本当かなあと。そういう事例が随分重なって、大丈夫、俺もその方式をとろうというように人間はやりますよね、自己責任で、それが本来だろうと。ただおっしゃるように、行政としては予算組んで、完成年度を置いて、しかもこの技術を採用するという一応計画でやっている段階で、私が言う理想論的な待ち方ができるかどうかということが一つ問題で。それについて今、そちらの方からこの程度若干テスト期間を置いて、もうその上で、年度を多少ずらした形で完成する予定であるとおっしゃっているんで、これは行政としてはやむを得ないかなというのが、私個人は思います。ただ、あくまで技術屋の立場から言えば、これはあくまで行政的邪道であって、本来はこういうことではいけないはずじゃないかと思えます。</p>
野口委員長	<p>ということが若干気になったんですけど、やっぱりあまりそういう理論に沿った話というわけには、行政は待てないということもあるんでしょうから、一応お考えとしては、ここに書いてあるような線が、もう1年か2年ずれることはあり得ても、だいたいこれぐらいのスパンで考えているというふうに理解してよろしいですね。一応そういうことだろうと思うんですが。</p>
梶山委員	<p>この程度の検証で、どういう検証ができるかというような気がするが・・・</p>
野口委員長	<p>これも将来予測で、何かどかんと来れば一発で検証できるし。</p>
岡本委員	<p>ただ、小さなやつでもじょろじょろ入っていますよ。ただ問題は、それが外装が効くか、エキストラプレートが効くか、これの洪水がこれくらいでこれだったと。これくらいだったらこうなるだろうというのか、こうなるだろうというのか、その辺はまた偉い学者の先生が勝手な理論をひねり出してやってくれますから、検証できたことにはなるんですよ。ただそれが何十年後かに本当にそうかどうかは、そのときに確かめられるんで、これはもうだれもわからない。現在の人知を尽くして、そういう検証を美和ダムでやってくれているわけで、それを踏まえてこちらとしてやるのは、行政上はやむを得ないと思います。</p>
野口委員長	<p>そういうことでございますが、あえてさらにコメントしますと、一応ここに一定の期間を置いて計画が一応書かれています。ただこの計画にあまりこだわられることなく、若干の、検証の状況によってはもう少しずらすとか、</p>

	<p>というぐらいの幅があった方がいいのかなという、今の純学問的ことも踏まえますと。という範囲で、あとはもう行政のある判断だろうと思いますけれども。そこまで我々がいつまで待てというようなことを言えるほどのデータはありませんから。そんなところでいかがでしょうか。県側としても。</p>
河川課	<p>少なくとも2つの洪水期を見ているものですから、その中でどれだけの洪水が出て、どれだけのバイパスをするかということだと思わなければならないですね。それが計画までの洪水が出るかというと、たぶんそれは100年に1回計画のダムですから、そんな大きなものがこの2年間で出るとは限らないんですけれども。この範囲の中でできる限りのデータを集めて、先ほど岡本先生がおっしゃったような、データの中でできる範囲の想定をするしかないかなとは思っているんですけれども。</p> <p>この事業自体が、毎年毎年土砂が貯まってくるものですから、長引けば長引くほど事業費が増えていっちゃうものですから、そこら辺でずっと、じゃあ50年待てばいいかという話でもないかと思うんですが。早くやりたい部分と、そうは言っても検証しなければいけない部分という部分はあるかと思うんですけれども。</p>
野口委員長	一応そんなふうな考え方でいかがでしょうか。
梶山委員	美和ダムの運用はもう始まっているんですか。
田中河川課長	いや、今年度中、16年度中にトンネルが完成すると。検証は、いわゆるバイパストンネルができたあとの検証は17年度からと、来年からです。というふうに聞いていますけど。
野口委員長	よろしいでしょうか。それでは、一応今あったような議論もまた踏まえて現実に移していただくことにして、これにつきましては原案どおり、見直して継続ということで、一応了解ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
事務局(山浦技術管理室長)	それではもとへ戻りまして、3番目から砂防事業について、4件続けてお願いします。
野口委員長	砂防事業、3番、4番・・・
事務局(山浦技術管理室長)	5番、6番まで砂防でございます。
野口委員長	<p>そうですね。はい、わかりました。それでこれに対する事前のコメントとなりますと、本日お配りいただいた資料の2ページ目ですね、2ページ目のところに本日欠席でありますけれども、砂防事業全般に対する、一番上に、砂防事業と書いてあるところに高橋徹委員から一つ、砂防事業のあり方に対してコメントがあります。それからあと3番、4番は、引き続き「砂防事業 栃平 本城村」、それからその下の「砂防事業 飯沼 中川村」、それから次のページの、これは5番目に対応しますけれども「砂防事業 大日向 飯田市」、その下の、これは6番目になりますけれども「砂防事業 阿知端下 川</p>

	上村」というところになります。それでこれも一応一括というわけにはいきませんので、まず3番の「砂防事業 栃平 本城村」というところで、ここについても梶山委員からかなり詳細なコメントがあって、お答えは一応いただいておりますけれども、何か確認ありますか。
梶山委員	そうですね、砂防事業に共通する私の疑問をここに書いたような部分があるんですが、2のところは、これは記載の間違いでこれはいいと思っています。私自身としては一番気になるのは、要するに段々畑みたいにしちゃうと、川を、もう生態系がめちゃくちゃじゃないかと。その件に関しては、最後の4番目の阿知端下、これについてはちょっとまだ質問したいことがあります。
野口委員長	では、それはそこのところでよろしいですかね。
梶山委員	はい。
野口委員長	ほかの委員ではどうでしょう。ちょっとちなみにでは、じゃあ今、共通的な形では、高橋委員のは、今回の対象に限らず、砂防事業のあり方に対する議論が必要だということの中に、土砂対策をどう進めるのかというようなことで、括弧で、災害防止のための砂防えん堤は必要だが、脱ダム理念に沿って砂防えん堤についてどう考えるかという、これはおそらく共通的なことであろうという感じはします。と申しますのは、脱ダムという基本理念に沿って、昨年の審議の中で、8ダムを基本的に中止ということを我々は了解したわけでありまして。ところが今回、砂防関係の4つというのは、言い方は砂防えん堤でありますけど、これは別名砂防ダムであります。ということからすると、今、高橋徹委員の方からあった、脱ダムの理念に沿って砂防えん堤についてはどういうふうに考えたらいいかというコメントであります。それは、あとの梶山委員のコメントにも関係するのかもしれませんが、一応そういう大筋があって、そのことはまたこのダムの関係が全部終わったところで少しご議論いただくことにして、各論のところではいかがでしょうか。まず今の3番の「砂防事業 栃平 本城村」ということで。
梶山委員	すみません、ちょっとよろしいですか。
野口委員長	はい。
梶山委員	確かにここだけの問題というあまりないんですが。ぜひ言っておきたいのは、要するに土石流対策として、当然流域の開発の問題と山の土砂崩れの問題があるわけです。とすると、そういう砂防事業と、それから、例えば流域の土砂流出対策、簡単に言えば、植林その他による対策、そういうものとはリンクして進められておるのかどうかということなんです。
野口委員長	そうすると、これはちょっと各論ではないですね。
梶山委員	そうですね。だから、これはあとでも結構です。
野口委員長	と申しますのは、これ各論だけにとどまらない、事務局の方これ、高橋徹委員の今日のいただいたコメントは、砂防えん堤、これ確か全般ですよ。つまりどこに対するやつですかね。

事務局(山浦技術管理室長)	これは、たぶん阿知端下のことだと思われかもしれませんが、上流にとはつきり書いてあります。
野口委員長	これ見るとそうなんです、ということでもいいのかな。
事務局(山浦技術管理室長)	そうだと・・・、この文面だけでちょっと正確にはわかりませんが、上流に砂防えん堤があるのでと書いてあるんですが、これに該当する箇所は、今回の4カ所の中では阿知端下だけだと思われそうです。
野口委員長	<p>わかりました。では、ということだとしても、この阿知端下の、阿知端下というのは次のページの一番最後の6番目のところなんですけど、金峰山川なんです。これに対しては、工事は中止が望ましいという、言ってみれば異論が出ております。だから各論はいいけども、付帯的なコメントという今までのとはちょっと違って、工事を中止という声が出ておりますので。ただそれが具体的に出ているのは、どうもこの指定はないんですが、文面からすると、一番最後のところの金峰山川に関わる「阿知端下 川上村」、これに対して工事は中止が望ましいという大きなコメントが付いておりますが、あとの各論のところでは特に、この質疑書の中にある範囲でいたい答えていただいているような感じもするんですが。</p> <p>ちょっともう一度戻りますが、3番の「砂防事業 栃平 本城村」ということで、特にここに関してどうだということはありませんか。それではちょっと先に行かせていただきまして、次の4番「砂防事業 飯沼 中川村」の和見沢川というところのことでも、これも梶山委員から8点にわたる詳細なコメント、質問がありまして、それに対しても一応逐一お答えいただいているということでございますけれども、これについても、特に個別にというのは、梶山委員、何かありますか。</p>
梶山委員	この4のところでは答えていただいている部分なんです。要するに満砂になればさらに下流または上流に砂防えん堤をつくって対処していくという考え方ではないということなんです。そうすると、あるいは、ほかのところにも関係するんですが、どうしてその何重にも増えていくのかなと、もしこういうことで理解するのならですね。そこは一つ砂防えん堤をつくって、また上下に砂防えん堤をつくっていくということは現実にやられているわけで、ここの答えだけでは、ちょっとそこがきちんと説明されていないような気がしますけど。
野口委員長	先ほどの、事務局の方でこの高橋徹委員の質問に対して、上流に砂防えん堤があるので今回は中止が望ましいという、これに対して、確かに阿知端下のときにはすぐ上にあるし、それからトータルでいくつでしたか、十何個でしたか、かなりの数が・・・
原砂防課長	治山えん堤を含めてかなりあります。砂防えん堤はそんなに・・・3カ所です。
野口委員長	3カ所ですね。ということでありましたけど、今の梶山委員のコメントの

	<p>ように、この、もし満砂になったときには、必ずしもえん堤を入れるわけでもないということですが、これ今までほかの3つの砂防事業では、そういったいくつも入っているということではないんですね。</p>
<p>原砂防課長</p>	<p>もちろん入っているところがございまして、お答えの中の、最初の栃平の本城村のところの4番目のところの答えで、かなり詳しく答えているので、そのところは簡単な答えになっているんですけども。その4番目のところの答えを少し引用しますと、基本的にこれまでの砂防えん堤というのは、えん堤をつくりまして、当然つくった当時は上流側は空なんですけど、それはやっぱり年数とともにだんだん埋まってきました満砂します。実は砂防計画の考え方は、その満砂したあとからの部分を考えているということございまして。現場でも少し話しましたんですけど、満砂したあとに、大きな土砂流出がありますと、非常に濃度の濃い土砂が流れてきて、その砂防えん堤の上流側にテラスができてきているような格好になっているんですが、そこに幅広い緩やかなテラスができていますので、濃い濃度を持った流れが来たときに、そのところで掃流力という土砂を流す力がなくなりまして、当然そこで砂防えん堤の上に土砂が貯まるという格好になっています。実はその満砂した上流に貯まる土砂量について、我々は計画上考えて、その満砂した上に貯まる土砂量のトータルが、今後一気に出てくる土砂量に対して十分整備できているかどうかという判断で、えん堤をつくってきているというところでございます。</p> <p>そのもとの理由は、砂防えん堤というのはやっぱりかなり頑丈につくっているものでございますので、その溪流において10年、何十年ないし100年以上も含めて、そこで継続的な効果を出すようにと考えているところございまして。それで、実はそういう形で、満砂した上に土砂が大きな土砂流出のときに貯まりますが、実はその土砂が、またその後の中小の小さい出水のときはむしろだんだん流れていって、またもとの形に戻ります。それが全国的な統計でいきますと、もとの川の勾配の半分ぐらいのだいたい勾配で砂防えん堤は貯まっているのが普通でございます。通常よく満砂しているという形に見えるのは、だいたい2分の1ないし、もう少し緩い勾配もあるのかもしれませんが、そういう形で貯まっています。そのときに、そういう状態が通常の状態、そこに大きな土砂流出があったときに、一時的に土砂を貯めるというのが砂防計画でございまして、その一時的に貯める土砂量のトータルが、今想定している土砂に近づけるような形でえん堤を整備していくというところございまして、それが足りれば、もうそこでえん堤の整備は終わるということございまして。</p> <p>場所によって違いますが、例えば3基とか4基とか、それぐらいで足りる場合もありますし、かなり大きいえん堤ですと1基で足りる場合と。それは流域の面積と、それから、過去そこからどれぐらいの土砂が出たかというこ</p>

	と、その辺、両方見ながら考えまして計画を立てるということでございます。
野口委員長	ですからこのお答えも、満砂になれば新たなえん堤工が必要になるわけではありませんという言い方ですけども、必要にならないこともあるということですよ。
原砂防課長	もちろんそうですね。満砂だという条件で、必要か必要じゃないかということ判断しているわけではないという意味でございます。
野口委員長	ということです。
梶山委員	満砂になったかどうかで判断するんじゃないと、そこはわかりました。そこはわかったんですけども、実はそのあとですね。満砂になって、いわゆるテラスができる、それは確かにそうだと思うんですが、全体にまた上がってきますよね、満砂になったあとにその上にさらに土砂が積もるといふ、全体の川底の上昇という現象が起きますよね。
原砂防課長	そこは、先ほども申しましたとおり、かなりの土砂流出が続けば上がりますけれども、近年はそれほどは、常時の土砂流出というのはそれほど多くない状況ですので、だいたい河床勾配の2分の1ぐらいのところに落ち着くというのが、全国的なデータになっております。
梶山委員	ちょっとそこのデータが・・・
原砂防課長	そこのところ、常時の土砂流出が非常に激しい、長野県でもいくつか直轄の事業とかやっているところがありますけれども、そういうところはさらに、満砂状態からさらに積もっていくということはある得ますけれども、通常全国的な平均の部分で考えれば、2分の1ぐらいの勾配のところをだいたい落ち着いてくるということでございます。
梶山委員	そうすると、その次の問題として、満砂になってある程度川底が上がると。それはあるところまで止まると、そういう判断ですね。
原砂防課長	そうです。
梶山委員	そうするとさらに、さらに次にえん堤を、砂防えん堤をつくる必要があるかどうかというのは、どの時点で判断するんですか。それは理論的に出るものなのですか、それとも状況を見て、その次に必要かどうかというのを判断すると、そういう意味ですか。
原砂防課長	基本的な全体の計画としては、もう最初にその流域に着手するときを考えるところでございまして、そのときに、過去その流域からどれぐらいの土砂が出ているとか、全国的にこういう地質からはこれぐらい出るというような数字をもとに、その流域から出る土砂量を、それは最初のときに算出をいたしまして、その土砂がきちんとそういう、一時的に貯まったのは調節量と言いますが、調節量できちんと上から流れてきてもそれぞれのえん堤でうまく止まって、最後にはそんなに大きな土砂は流れないという形の、最初の時点でそういう計算をしていきます。
梶山委員	流域の土砂流出量の計算というのは、私もあちこちで見たことがあるんで

	<p>すけれども、そんなに実態と合った数値ばかりではなくて、実際にはとんでもない数値が出てきたりですね、ダムの場合でも、計画堆砂量というのが全然違ってくるのが実例としていっぱいあるわけですね。その辺は数值的に、例えば倍になっちゃうとか、半分になっちゃうとか、あるいは3倍になっちゃうとか、そういうことは見込んだ上で、例えば全体計画を立てるときに、最初からある程度カチツとしたものをつくっちゃって、それでもうその範囲内で砂防事業を進めていくと、そういう考えだと見ていいんでしょうか。</p>
原砂防課長	<p>そうですね。一応その流域の実際の上流の状況とか、それから過去の災害事例を見てやることと、それが十分データがない場合は、似たような流域のデータを取ってきたりとか。それから国土交通省が示しております全国的なデータもございますので、そういったもので算出した形でやっていく場合が多いです。ただ、ときには、やっぱり非常にそれを超すような相当の土砂量で災害が起きる場合も確かにございます。そういうときは、また計画を見直してということはあるんですけども、通常はそういう、その地点でのデータとか、全国的なデータというものを整理した上で、まずは固定的に考えて計画を立てるということになります。</p>
岡本委員	<p>要するに長期計画として何か持たなきゃいけないわけです、行政は。</p>
原砂防課長	<p>そうですね。</p>
岡本委員	<p>それは今おっしゃるように過去のデータ、国土交通省のデータ、あるいは自分たちの実測値等々を使って、一応ここでは3つ必要だとか、ここは2つ必要だってなりますよね。その後、極端な場合には3つ計画していたんだけど、使ってみたらもう2つつくったらあと要らなくなった場合もあるでしょうし、おそらくね。逆に、今おっしゃるような不測のというか、予想しなかったようなものすごいものが来るんで、事後的にまた増やさざるを得ないというのは、そういう第二次の修正を当然行政はやられるわけで。だから、今おっしゃる長期の、立ち上がりのところでの長期の基本計画と、その後実際に、逐次的に状況に応じて変更していく、当然ね、計画変更ということが、ちょっと今分けてお話になっていないから。</p> <p>それと一般例として、だいたいこう勾配があって、ダムをつくと。そうする、このところへ貯まるのがまっ平に貯まらないで、これ平均2分の1ぐらいでたまりますよと。その上にガサッと来るやつは、これは流れてくれるから、一応調節容量でカウントできますよと。だからこれが、調節容量でカウントできないような大きなものが来る予想があるときには、しょうがないからもう1つ作るよと。そういうことだと思っんですね。よろしいですね。</p>
原砂防課長	<p>そうです。</p>
岡本委員	<p>ですから、やっぱり、梶山さんなんかもそうなんだけど、やっぱり一般県民も含めて、例えば泰阜みたいに、あれだけの大ダムが一気洪水でカバッと</p>

	<p>いっちゃん場合もあるわけですから、あの場合はどうなのっていうようなことを疑念として、こういう質問を投げかけられているわけなんで。平均的な話とか、それから基本計画がこうだということだけ言われても、なかなかアカウンタビリティがないと思うんで、その辺はちょっと説明の仕方。この図なんかも非常によくできているんですけども、この図だけで見ると、2つ目が要る理由がわからないじゃないかみたいなことが、たぶん第三者から出てくるから、その辺、毎回広報のことを申し上げますけれども、注意されたらいいと思います。</p>
梶山委員	これは全部、全体計画の中に最初から載っているものですよ。
原砂防課長	そうです。
梶山委員	それで土砂災害の対策というと砂防えん堤だけじゃないと思いますが、そういうものとの組み合わせというのはどういうふうに考えていますか。
原砂防課長	<p>そうですね、過去のいろいろな実績から言いますと、やっぱり砂防えん堤というのが一番確実に、安全に止めれるということで考えてきているところなんですけれども。近年やっぱり、環境への配慮とか、そういうこともございますし、それから過去のように、常時の土砂流出が非常に激しいという時代ではないということは確かなんで、そういうことを鑑みまして、近年ではスリットえん堤という形のものも取り入れることと、プラスしてもう少し平面的に土砂を貯めようということで、遊砂地というものも近年は取り入れ始めているというところでございます。</p>
岡本委員	<p>今の質問の趣旨は、そういうその砂防、限定された砂防事業の範囲内ではなくて、例えば、今よくマスコミなんか言う斜面の、要するに森林の広葉樹をちゃんと植えたらもっと出ないんじゃないかとか、そういうことも配慮されていますかという質問だと思うんです。</p>
原砂防課長	<p>そうですか。今そのえん堤に近い施設等の話をしましたけど、砂防としては従来から山腹工ということで、土砂の供給源のものとところを止めるという仕事は、明治以来やっているところでございまして。やはり、非常に土砂流出が多いところについては、だいたい面的ですので、うまく樹木を活用してやるというのがいいだろうということで考えているところなんです。ただ災害としては、それで一応の全体としての土砂流出はかなり抑えられるということがありますけど、ただやっぱりなかなか樹木だけでは抑えられないというのは、結構大きめの災害になりますと、かなり崩壊深が深い場合があります。昨年の水俣市の災害なんていうのは、やっぱり深さが10メートルとか20メートルもありまして、そういったところはいくら木があっても、そういう崩れ方をするとということもありますので、樹林による対策というものも重要ということで進めてきておりますけれども、ある一定の、やっぱり限界ということもあるということも念頭に置きながらの仕事をしているというところでございます。</p>

梶山委員	限界があるのはそれは当然だと思います。砂防えん堤オンリーではないんですねと、ほかにどういうものがありますかと、そういう意味なんですね。
原砂防課長	あと間伐ということも、山を強くする意味では大事なので、間伐材の利用だとか、できれば砂防事業の中で少し間伐もやっていくということも、最近少しずつ始めております。
高橋（彦）委員	<p>追加資料2ページの梶山先生質問に対する回答の8の、「土石流は通常、河床の不安定土砂の移動あるいは山腹崩壊により発生します。」と、こうありますけれども、ところによっても違うけれども、私は河床の不安定土砂が大量に流れてくるということは、そんなにはないんじゃないかと思います。結局その不安定土砂というのは、山腹崩壊で貯まったものが不安定の土砂になっているわけですから、もともとは山腹の崩壊が貯まったものが土石流となって来るわけで、河川の河床が土石流になってくるということは、特殊な場合でなければ起こらないと思います。私のところでは苗場山とか、ああいう若い山ではしょっちゅう崩れているので、河床に堆積せざるを得ないから大量に貯まっていて流出するわけですが、普通あまり山腹が崩壊しなければ、中小の雨とか、あるいは融雪水などかなりの水が流れるときに、きちんとこの山腹の多少の崩壊を洗ってくれるので、比較的土砂災害というは出ないんです。反対に場所によっては雪もない、豪雨でもなければあまり水が流れたことのないような河川というのは、もう山腹崩壊で土砂が非常にたまっていると、それが豪雨とか台風とか、そういうときに一挙に流れる、そういうことなんではないかと思うんです。さっき山腹工事との関連がとおっしゃったが、例えばすべて河川土木じゃなくて、今の山腹の改善、大変山腹が崩れるようなところにおいては、山腹工事を適切にしないで河川に貯めっぱなしでおけば、これはもう土砂流出はあるに決まっているわけです。そこらも私はきちんと整合性を持っていくべきだと思います。</p> <p>栄村の河川は大抵急河川なんですけれども、山のしっかりしているところは、あまりこの土砂災害というのは、ずっと昔からあまりない。6月ごろ一挙に流れちゃうわけで、毎年毎年、この融雪水というのがかなりな量で出るわけでした、そこで河川を、わずかな山腹崩壊ぐらいならば河川を掃除してくれるわけです。しかし、苗場山の麓のような秋山郷へ行くと、しょっちゅう山が崩れているので、もう谷のところへ堆積しています。こういう場合は、やっぱりえん堤かなんかをやって砂防しなければどうしようもない。だからそういう地形の診断とか、そういうものを林務とか、関係機関で広範に協議をしてやるべきではないかと、そんなふうに思うんですけれども。</p>
野口委員長	今のことに関連して、先ほども紹介した、この中にもあります高橋徹委員の脱ダム理念に沿って砂防えん堤についてどう考えるかという、これはやっぱり私は結構大きいと思うんですよね。というのは、今回のその砂防事業に関しましては、どちらかという、いろいろな工法を検討し直して節約も

	<p>するというような、かなり技術論的な話が大部分を占めていると思うんです。ところが、これもやはり砂防ダムなわけですから、脱ダムという大きな理念がまだ生きているとするならば、あるいは我々も、そういう線で前回8ダムの事業中止というのを一応了解したわけですね。そういうあのときに表れた、今ちょっと話になっています森林の整備だとか、ため池を利用するだとか、貯水池がどうだとかというような話が総合的にありましたね。というような考え方が、この砂防事業に関してはほとんど見られないんじゃないかなと。つまり、旧来的な考え方の中でどう無駄を廃してということはあっても、総合的に考えるという視点が、これどこにあるのかなってという感じを私率直に受けるんですよ。その辺は・・・</p>
<p>岡本委員</p>	<p>その点でよろしいですか。やっぱりこれは、はっきり申し上げて、現在の行政が当然しくみとして砂防があり、河川がありと、こういう事業主体として事業分野ごとに各々の部局があり、また監督官庁も国土交通省であり、農林省であると。そういう中でやっていくためにどうしても分断されていることと、それを全部総合して、例えば村長なんか一番いい例だけれども、村長はもう介護から何まで全部まとめてやらなければいかんというような立場の人との、そのところをつなぐ議論。</p> <p>例えばダムという、今、野口先生おっしゃったようにダムというのは10センチでもダムなんです。100メートルでもダムです。1,000メートルあったってダムなんです。そういう意味で、脱ダムというのがいったいどこまでのダムを言っているのか。例えば河川屋さんがダムと言うときは、何メートル以上をダムとしか言わないわけですから、砂防ダムがダムだとは言っていないわけですね、そういう脱ダムと言うときのダムは、そのあたりのことが、やはり役人の人たちにとってはあまりにもある意味で、自分の部局の話じゃないことは触らないし、部局の人は自分ところの定義でしゃべるから、それが一般のマスコミなり県民のところへ出たときには、いたずらな混乱を招くというところがあると思うんですよ。だからまずそのあたりが一つ。</p> <p>それから、今の流域の全体のマネージメントということになると思うんですが、もちろん流域のマネージメントは、治水もあれば利水もあれば、そのほか交通、そんなものが一切合財あると。そういう中で、少なくとも水絡みの話だけでもですね、例えば水が絶えないように利水的に利用しやすい、こんこんと水が流れておる、鉄砲水で流れちゃってあとはカラカラにならないようにしようよと、そのためには木が要るよというような話もある。治水に関してもある。しかしそれだけでは守れないよという話がある。</p> <p>土石についても、今回いい機会だと思うんですが、私は専門ですから、自分でいろいろな専門家を訪ね歩いて、横のつながりで自分なりに、ああこういうことだったんだと思ったけれども。その1人の専門家で全土砂の変貌、変遷を語る人というのは、日本にもいないし専門家もいない。だけど、例</p>

	<p>えば村長なら村長のような立場からすれば、そこを言ってもらわないと。例えば、一番最初の土石流の性質の一番大きな原因は地震なんですよ。地震でガシャガシャとってくるのが一番大きいわけ。次に豪雨のときに滑ったりというようなことがある。ですから木が効果があるというの、保母先生なんかもいつもおっしゃるけれども、例えば広葉樹を植えて、例えば島根なら島根の川でうまくいっているところもあるんですよ。と同時に、さっきおっしゃったように、水俣みたいにもう木を乗せたままストーンと滑ってくれる、もう木なんか全然もう意味をなさなかったというものもある。だけどそれを、それはどういう関係になっているのかということを引きちと仕分けして、それで、どういう手立てを打つことが、どの程度の費用と効用を生むのかというように、総合的な説明、そこをやっぱりやられないと、なかなか部分部分で議論されても。</p> <p>それからもっと言えば、砂防ダムだから同じですが。さっきの治水のところでも、だいたいそんなところに住んでもらわなくていいから、例えば10億円かかるんだったら10軒なら1億円ずつあげるからどいてくださいと。その方がよっぽど無駄な工事をしなくて済んでいいじゃないかみたいなことが、庶民としては当然出てきます。だけどそれがなぜできなくて、やむを得ずこの10億円かけて10軒の家を守るためにやるのかみたいなことまで、まさに説明性というか、説得性を持った議論として県の全体の行政の中で説明されないと、部分部分でやっている限りは、どうしてもその疑問は消えないと思うんですよ。</p> <p>ダムについて言うと、そのさっき申し上げたように、有名な長良川の時も大議論がありました。例えば天野礼子さんなんていう反対派は、河口堰、ダムのない川っておっしゃったら、高橋裕という東大の教授はとんでもないと。ダムがあると言って、得々とダムのことをおっしゃったと。これなんか明らかに不毛の議論ですから、そのあたりはもう少し整理されたいし。ただ、そのときはやっぱりせつかく県という総合的な官庁、市町村と同じにあるんだから、やっぱり横の連携をとって、県民全体に県全体として説明する、何かフレームみたいなものをつくっていただきたいなと思います。</p>
<p>原砂防課長</p>	<p>よろしいですか。おっしゃる議論はかなり昔からありますし、近年かなりそういったところに議論が集中しているということもありまして。最近一生懸命砂防の方でも、治山との連携というのをかなり図っておりまして、治山、同じ流域の中で仕事をしている場合もありますので、そういうところで今後さらに連携を強めて、お互いどういうところでどんな仕事をしてということ把握しながら仕事をしようということやってきているところがございます。</p> <p>それから、あともう一つ、今年からやり始めておりますけれども、住民との対話ということで、その移転という話もありますけれども、集落は集落で</p>

	<p>やっぱり必要であるというか、その歴史もありますし、文化もあるということも、そういうような中で、我々砂防とか、あと治山も一緒ですけれども、一緒に現地に出向いて、ここでの防災対策をどうしようかという話を、この夏ぐらいからだいが始めておりまして。そういう中で一番住民が望むことと、それから県の方も財政の問題もありますので、そういう中でそのソフト対策ですか、その警戒避難とか、そういう対策も含めて議論をして、対策を選んでいくということを今やりつつあるというところでございます。</p>
保母委員	<p>第1回的时候に総合土砂管理というような考え方、考え方というか、それを立てなさいかんといい話が確かありましたよね。おそらくいろいろの対策があるだろうし、あるいはもうちょっと言えば、山は自然に崩れるものだから止める必要はあるかという話があるかもしれないし。そこに家がなかったらそのままでもよかったかもしれないけれども、家があるためにというね。だからいろいろ、今度の新潟の地震を見ても、果たしてどうしたら一番安全に暮らしていける県土をつくれるかというあたりで、今、国の制度として砂防ダムがあるから、これを使って順番にやっていくと。一つの沢に何十個とつくるというのは本当にいい話なのかという問題もあると思うんですね。</p> <p>脱ダムと理念との関係で言うと、やはり人工的なそういう構造物で、自然の生態系がずたずたにされていいかというところが一番のところだったかもしれませんよね。その点で言うと、一つの川にダムをいくつか、貯水、治水のダムをね、いくつかつくるという以上に、何十という砂防ダムを、下の方から沢の上までずっとつくるのが、魚というのは全く住めなくなるんですね、ほとんどね。というような状態が本当にいいのかどうかという根本的な検討をやっぱりやって、これは今日、明日にすぐに解決策は出ないかもしれないんだけど、やはり総合土砂管理の長野方式というかね。将来的に、長野に行けば、やはりその渓谷も美しいまま残っていると。そこと人間が共生しているという、そのような理想をどうしたらつくれるのか。今の技術と、あるいはその社会、集落の配置の仕方とか、さまざまところで考えないといけないだろうなど。課題として残しておく以外にはないかと思うんですけども。やはりそんなような発想がほしいとは思いますがね。</p>
原砂防課長	<p>よろしいでしょうか。ちょっとその何十と入っているところはありませんので、一つだけお願いしますが。治山えん堤を含めると、治山はかなり小さいものを数に入れますので、最後に出てきます阿知端下の方は、治山のえん堤はかなりもう何十箇所もありますけれども、砂防えん堤は4つか5つくらい、多くてもそんな感じですけども。</p> <p>それで、今ちょっとおっしゃったことも当然考えておりまして、それは先ほどからちょっと申しておりますスリットえん堤というのが、かなりスリットを深く入れますと流水の連続性も保たれるということで、実際国土交通省の中で、今委員おっしゃった総合土砂管理という考え方で、山の方から海の</p>

	<p>方までの土砂をどういう形で管理していこうかという中の議論としても、やっぱりその環境の問題も当然入っておりまして、そういう中で砂防としては、できれば、条件が許せばスリットえん堤という形で、通常は上下流の連続性をうまく保って、いざというときにだけ、その砂防えん堤が働くというものも順々に入れていったらどうかという話がだいぶ出ているということと、当然また緑による土砂流出の防止といったことも、砂防としても進めておりますし、当然治山の方としてはそういうのを進めているというところで、その辺も今後ともさらに強力に連携して進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>委員おっしゃるとおりに、そういうもう少しその辺をしっかりと議論をしてやっていこうというのは、そのとおりだというふうに思っております。それは全国的な問題としてもそうだと思っております。</p>
野口委員長	<p>ちょっと事務局の方、先ほどの高橋徹委員の、「この砂防えん堤の上流に砂防えん堤があるので、今回の事業は理解できない。工事は中止が望ましい」という、これちょっと私、気になりまして。必ずしも砂防えん堤が上流にあるのは、見たのは阿知端下のところだけですけれども、ほかのもこの資料によれば、全部複数ありますよね、上流に。一つだけではないんじゃないですか。</p>
原砂防課長	<p>栃平、最初の栃平は・・・</p>
野口委員長	<p>砂防ダムとしてはいくつですか。</p>
原砂防課長	<p>流域全体としてはある程度、東条川というかなり大きな川の流域全体としては、砂防えん堤が4基入っておりまして、床固工は1基入っていると。</p>
野口委員長	<p>4基あるわけですね。それからその次の和見沢川、これにも治山えん堤7基で砂防ダム2基が施工されていると、複数ありますよね。それから5番目のところの米川のところも砂防えん堤が3基施工されていると。つまり、すでに上流にいくつがあるというのはこれ全部共通なので、これ確認ちょっとできないんですが、この書き方はどこの何々という言い方をされていなくて、県営かんがい排水事業、砂防事業、住宅、河川、林道というような形で大きくくると言っておられますので、どうもこれ読むと、全体的に中止が望ましいと言われているようにも取れるんですよ、確認はちょっとできないんですが。そうなってくると、非常に大事なことなんで、これはもちろん確認もしなければいけませんし、皆さんの意見に、出席委員の中で今日決めればいいことではあります。</p> <p>今いろいろ議論されているのは、かなり共通的に砂防えん堤でこうずっと止めてきて、またそれがあつた状況に達すればまたということに行かざるを得ないという、そういったやり方だけでなく、先ほどの総合的土砂管理ですか、というようなことも含めて、かつての脱ダムの、あれまさに総合的ですよ、というような考え方を、もしこの砂防事業に応用した場合に、少し</p>

	<p>違った姿が出てこないのかどうかということは若干気にはなるんです。それを十分考慮した上で、やはりどうしてもこれがないと、ほかの対策だけでは対応できないというほどの詰められ方がされたかどうかという点では、少し気になるなど。</p> <p>おそらく高橋徹委員も、前の事情をいろいろ関わっておられたので、その辺のことでこういったコメントが出たかなというふうにも考えられるんです。これは事務局だけに対しての話よりも、皆さん方脱ダムのときからずっと関わっておられる、若林委員はちょっと別としましてね。やってきた同じメンバーがかなりだぶっております、あのときには結構別のお考えが出て、今回は、これはいいのかというふうになると我々の立場としても非常に何か変節したのか、あるいは別の違った論理の中でそうなったかという、ここはまさに、我々もアカウンタビリティということは問われるだろうというふうなことは若干気になります。どんな具合でしょう、ほかの委員の方は。</p>
梶山委員	<p>私は昔から砂防えん堤というのは大変疑問を持っていたんです。ただもうつくらなくていいという、それに代わるものができるかと、それはたぶん一朝一夕にはいかないのであって、方向性を何らかの形で言えるかどうか。</p>
保母委員	<p>目的の上というか、妥当性というかね。こういう災害を防ぐために、このあたりでわざわざそういう土石流の危険が高いところに、どんどん人家やその他が入っていたためにこうなっていると。だから、人家を動かせばいいんじゃないかというのもあるかもしれない。そのあたりの、現状としてはそこに人命がある、財産があるから何とかしなければいけないというはあるんだけども。その事業の目的の妥当性というか、それについてもやはり検討しなければいけないでしょうし、とりわけ今、梶山委員が言われたように、代替手段がどのようにしてこれ見出せるかですよね。というところがもう少し検討されないといけないかなというね。これは先ほどの砂防ダムというのは、そもそも砂防ダムはという、この栃平のところの4番目の回答のところでも出ていますけれども。一時的に土砂を貯める調整効果を云々という、その上に、貯まった上にね。ということになっているんだけども、それで結局は一つの谷の中に何十と、結果的にはつくられていくということになるんですね。</p> <p>それで、例えばもう少し、ではどうしてもそれだけ大量に出てくるのであれば、1カ所、2カ所のその砂防ダムで済ませないかと。それは素人考えとして言うだけの話でございますけれども。貯まった土砂を確実に出して次に備えるというような、土砂のポケットみたいなもんですよね。というような形でやればそう次々とつくらなくても、沢全体を砂防ダムで埋め尽くすということはなくて済むかもしれないですけども。</p> <p>例えば徳島で、ダムの問題があっただいぶ行ってみたんですけども。二つの沢で480基ほどが入っているんですけども。だから半分ずつでも200数十</p>

	<p>基ですけれども、大変な数になる。結局は、山地の崩壊が上の方で起こっているそのところなんですけれども、つくってもきりがありませんよね。という形で本当に行くのかどうかね、これから。このあたりの根本的なところの見直しをやはり、例えば来年ぐらいには一定のところをやるか、あるいはその間にこういうのの専門家を集めて、長野県でいろいろの研究会を起こすような形でやられるかですね、何かの対策をやらないと、どうも代替手段がないからというのでダラダラと来るのも、またおもしろくないとは思いますがどうもね。</p>
野口委員長	<p>ちょっと基本的な問題に入ってきて、もう各論のレベルを超えているわけなんです。</p>
原砂防課長	<p>よろしいでしょうか、今の話ですけれど。</p>
野口委員長	<p>はい。</p>
原砂防課長	<p>何十基も1溪流にということは長野の場合そうはないんですけれども。何基かの施設でやっている場合も確かにありますけれども。1カ所か2カ所で排土すればという話があったんですけど、それにちょっと近いのが、先ほどから申していますスリットえん堤というものでございまして。今回の阿知端下のものをもっと深くまでこう入れたもので、いわゆる河床までスリットをやっているえん堤がございまして、それは完成当時は上下流、魚も上る形で完成するものでございまして。それについては、上流側がいつも空になっていると。かなりの大きな石を伴った土砂が一気に出てきたときに止めると。それについては、今のところ計画としては、貯まった場合は土砂を取るという計画になっているところです。ただそれが条件的に許される場所と、そうでない場所があることは確かなんですけれども。そのスリットえん堤ですと、従来型のえん堤よりも、そこでポケット分だけの土砂の効果が稼げるということで、より効率的になるのではないかと。それから環境にもプラスだということで、先ほどから申していますように、こういったこともよく状況を見て、こういったものを導入していこうというふうに考えているところです。</p> <p>ただ、やっぱりどうしても土砂を取らなければいけないと。要するにそれだけ計画量としてきちんと持つということは、土砂が入ってきて貯まったときはやっぱり取らなきゃいけないということなんで。そういう意味ではそのランニングコストとしては、毎年かなりかかってくることはありますけど、そういうやり方もあると。従来のえん堤というのは、実は自然に調節できますのでランニングコストはかからなかったということなんですけど、やっぱり近年のこういう、環境を重視した流れということで考えれば、多少ランニングコストをかけても、スリットえん堤というのをもう少し増やしていくということは今考えているところでございます。</p>
梶山委員	<p>スリットえん堤は下まで入っているんですか。</p>
原砂防課長	<p>河床のところまで。</p>

梶山委員	それはどこですか。
原砂防課長	この間私も見てきたんですけれども、浅川の流域の上流の、支川のところにも最近入れたものもありますし、最近だんだんそういうものを取り入れるような形にはなってきております。
岡本委員	コストは高いですね。コストは高いということを言っておかないと。
砂防課	スリットタイプですけれども、この3ページの質問のところの最後、阿知端下のところの質問の4のところに書いてあります。平成8年ころより導入して、現在まで139基設置されていますということです。
梶山委員	ただ、一番下まで入っているというのは、まだ長野ではないんですね。
原砂防課長	結構かなり、このうちのほとんどがたぶんそうだと思いますけれども。今の130いくつの。
北原公共事業改革 担当参事	<p>ちょっとそれじゃまた一言。私は経営戦略局の公共事業改革担当の北原でございますけれども、今、砂防課長さんの方からいろいろ説明があったわけなんですけど。その砂防事業というものについて、その今までの砂防課という一つのサイド、砂防のハードをつくるという見方と、それから今長野県の、信州・長野県の土砂災害対策というふうな形で、新たな考え方のもとに立ってそういうものも考えてみようというサイド、いわゆる経営戦略局のサイドから、両側から考えてみななければいけないということで、先ほどの高橋委員もその砂防というものについての投げかけをされているわけなんですけど、そんな意味で、今地域へ出て行って、その砂防という施設をつくるサイドだけではなくて、いわゆる総合的に物事を考える経営戦略局の方のサイドと、両方に出て行って意見を地域の皆さんと闘わせているわけなんです。それで、こういうふうにもうスタートして、8割方、9割方できちゃった施設については、これ議論をしてもなかなか解決できませんけれども。</p> <p>これからやる砂防事業については、先ほど保母委員も言われるように、いくつもいくつもつくっていくというふうな中で、一つの溪流なり、一つの沢が、そのトータル的に全部出てくる土砂の7割から8割できなきゃ次の沢へ移っていけないというふうな考え方を改めて、いわゆる3割でも4割でも、砂防の小さな施設をつくることによって減災、いわゆる土砂の災害に対する災害を減らすことができたなら、あとは地域の皆さんがその自分のところの裏の沢を監視しながら、その土砂の移動について注意しながら生活していただくと。そしてもし万が一があれば、その警戒避難体制をとってくださると。そういうふうな形で、その小さなハードに転換して、その小さなハードと大きな施設をつくらざるを得ないその隙間を、警戒避難とかいうソフトで隙間を埋めていくというふうなことが、今、新しく砂防事業を必要としている箇所ではやっているわけです。</p> <p>その中で必ず言われるのが、昔みたいに14メートル、15メートルもあるような大きな砂防ダムじゃなくてもいいと。それは環境の面でもそうである</p>

	<p>うし、それから今の県、あるいは国の財政の面でもそうであろうから、それはいいから小さなものを、その半分のものでいい、小さなものでもつくってくれれば、我々があとは守ると、こういうふうな雰囲気になってきています。したがって、今後こういうふうな 15メートルクラスの砂防でご議論していただくのは本当に数限られて、あとはそんなに多くなってこないだろうというふうに思っていますけれど。</p> <p>それからあと、いくつもいくつも一つの溪流に入れていくというのも、ある程度の整備が済めば次に沢へ行かざるを得ない、これいくつもいくつも沢があるわけで、危険な沢があるわけですから行かざるを得ないということで。そういうふうな規模の縮小化という見直しを図っているということと、それから同じ入れざるを得ないところでも、先ほど言ったオープンタイプのスリット砂防ダムというふうなものだとか、あるいはスクリーンえん堤だとか、そういうふうなもので、縦方向に河川を遮断するのをなるべく小さくしようと、少なくしようということ。それからあと、今ある既存の砂防えん堤の除石と言って、その土砂を取り除くことができるところについては取り除いていくと。なかなか山腹やなんか張り付いていると、土砂を取り除くと、余計山腹の足を引っ張っちゃう場合もあるもんですから、どこもすべてできるというわけではないんですけれど、そのできるところについては、そういうふうな除石もしていこうということで。</p> <p>今もう長野県自らが、今までのような施設づくりではなくて、その施設を小さな施設にした上で、住民の皆さんとのコラボレーションみたいな形で、ともに災害を考えていこうということで展開しています。それで地元の皆さんも、そういったものの住民の協働というふうな形が生まれてきておるわけですし。そんな形で徐々に変わってきていますので、ちょっとご披露だけさせていただいて、ご議論をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
野口委員長	はい、ありがとうございました。
原砂防課長	すみません、補足でよろしいでしょうか。
野口委員長	はい。
原砂防課長	<p>実はそれに加えてソフト対策として、平成 13 年から土砂災害防止法という新しい法律で、土砂災害警戒区域と特別警戒区域というものをきちんと指定して、そういう警戒避難とか、そういうのを呼びかけようと、今やっているところがございます。何とか今年度、白馬村をはじめ、いくつかの市町村で指定ということを行っていきたいというふうに思っております。それはやっぱり地元の方も危険地域というものをしっかり知っていただく上でアドバイスもしていったら、災害対策というものを考えていくというきっかけになるんじゃないかというふうに考えております。</p>
野口委員長	この事業そのものが相当注目されてきていて、今いろいろ議論があって、

	<p>新たなことが見直されないと、これでストップだというのもなかなか難しい状況かなという気はします。それで、高橋委員は一応工事中止が望ましいというご意見もあるんですけども、いかがでしょうかね、いずれにしてもかなり大きな問題を含んでおるし、北原さんの方からもお話がありましたように、相当大きな、考え方の転換も含めて、もう少し総合的に、今後はですよ、今後は総合的にご判断いただき、ただ次から次にエンドレスな形で、ある一定の期間が来ればまた下に砂防ダムというような、こういう考え方でないような道をぜひ模索していただきたいということの、何らかの文言を付けることによって、これはもう異議なしというのはなかなかやむを得ないというような感じの、ちょっと表現的に言えば、そんな感じになるのかなという気がしますけど、どんな感じでしょうか。</p>
梶山委員	高橋委員の意見は・・・
野口委員長	<p>これがちょっと私気にはなって、ご本人欠席ですので、やはりちゃんと議論をしていただくときには、やむを得ない事情であったことはわかりますが、おられない委員のその意見だけに引きずられるのもどうかなという気はします。それで私、これは何回も皆さんにご紹介して、しかもその真意が、この8番目の阿知端下だけに関するのか、あるいはどうもこの書き方だったら、砂防事業全般にも関わっているような話にもなるし、そうなると、この4砂防ダム事業すべてで工事が中止というような話になると、これはまたえらい大変な話だなというふうな気もするんですけども、そこもちょっと真偽も含めてわかりません。ということで、場合によっては、こんな大事な問題だから継続審議という道もあるうかと思うんですが、どうするかということでございます。</p> <p>ただ課長さんいかがですか、あるいは北原さんの方もそうですけれども、もしこういう議論があったからといって、それを踏まえて、例えば次回までにここを少し見直した形にというようなのはもうこの段階では難しいですね。さっきの話だと、次回、今後新たなときにはということ、これはぜひやっていただかないとこの議論が生きませんので、それはもうぜひお願いしたいんですが、今回に関して、継続審議だからといって何かこれ以上出てきますかね、というのも変な話ですけども。</p>
原砂防課長	かなり、いろいろな意味で見直したつもりだったんですけども。ちょっとこれ以上はちょっと難しいのかなと。
北原公共事業改革担当参事	今、私どもも相当砂防の事業にのめり込ませていただいているのは、今後における砂防事業については同じことを繰り返してはいかんというふうなことでやっていますので。今、これ相当もう事業としても、私どももお話は伺ったんですが、9割方終わっているような事業というふうな中で、今後のものについては、きちっと私ども経営戦略局も中へ入って、その地元の方とともに考えるという砂防事業にしようということで、いわゆるチャンネルは

	<p>変えていますけれど。この4案件について、今ということになると、やはり地元の方も戸惑うこともあろうかと思えますし、ですので、今後に生かさせていただきたいというふうには思っています。</p>
野口委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
保母委員	<p>地元のところからこれを止めてくれとか、非常に強い対立があるとか、対立構造であるというのであれば、もちろん止めることも含めてやらなきゃいかんでしょうけれども。そうではないという状況を踏まえると、これについては、ちょっと高橋委員欠席ですが、これについては進めると。ただし、その根本的な検討も含めてですね、早急に具体的な、昔からある議論だというだけじゃなしに、進めていくということで、付帯条件でもないんだけど、意見も付けて上げるという形の処理はいかがでしょう。</p>
野口委員長	<p>私も今の段階となれば、そういうことかなというふうには思いますけども。高橋委員にはまたしかるべき説明を。欠席されておりますからもうそれ以上、彼の意見として提出いただいたので、だから断固反対でというようなことはおっしゃらないと思えますけども。梶山委員、いかがですか。</p>
梶山委員	<p>今日これ全部終わるという予定ですか。</p>
野口委員長	<p>一応ですね、そういうつもりではいるんですが、ただ時間との兼ね合いで、こここのところが今日少し大きいかなというふうな感じはしておりました。あと、別に急ぐわけでもありませんので、場合によってはこここのところはとりあえずちょっと置いておいて、先のほかのところをやらせていただいて、次回もう一度、高橋委員もおられる中で決着を見るという方法もあろうかと思えます。</p>
梶山委員	<p>というのは、単にいい悪いだけでなく、コメントを付けたりとか、そういうのがいくつか入るわけですね。</p>
野口委員長	<p>それは入ります。</p>
梶山委員	<p>そうしますと、それを全部今日やるのはかなり難しいのではないかと、であればもう一度やって、ここは最終的なものは今日はペンディングにしておくと。</p>
野口委員長	<p>日程的には、一応できれば今日というふうに考えましたけれども、内容が非常に重大でありますので、もう1回は予備をとっております。そういうことで、どっちにしても答申書をつくるというときに、もし今日だいたい特に問題がなければ、あとは事務局と私の方で案文をつくらせていただいて、皆さん方には後日発送して、紙上でご了解、コメントをいただいてということを考えておりましたけれども、今みたいなことであれば、特に事務局の方から新たな対応がどうこうというのは、あまり多くは難しいかと思うんですが、何らかの考え方みたいなことに対する、少しご回答をいただくというぐらいのことを次回にやらせていただいて、そして答申書についても、その段階でということも可能だとは思っています。</p>

<p>岡本委員</p>	<p>私はもうもし仮にこれ、最大限延ばしても半年ですけれども、その間に大きく議論が新しく展開するとか、新しい手法が見出せる可能性がない以上、これ委員長に取り仕切っていただいて、この事業についてはよしとしましょうと、ただし今後について大いに検討してくださいと。何を検討するのかということに関しては、もう個々に各委員、委員長に一応文案をおまとめいただいて、高橋委員も含めて。改めてここに来て、もう一度議論してみても、今日、梶山委員にしても、今日おっしゃった以上のことを改めてということは、そんなにないんじゃないかと私は思うんですけどね。</p> <p>もう一つ申し上げますと、やっぱりタイムスパンの問題があって、例えば今課長の方から縷々ご説明があったんですけども、おそらく保母先生、梶山先生、両先生言われたように、現在、時代の最先端のパラダイムというのはもう環境最優先と。極端に言えば人間が被害を被っても環境は守るんだというところまで来ちゃっているわけです、世間の一番突端は。それを今、国土交通省はようやく土砂の総合管理のところまでは来た。だけど実際に、ではお魚をどうするのか。スリットが入っているからっておっしゃるけど、貯まっちゃったらアウトなんです。貯まったのを、常に魚が通るようにしようと思ったら、これ掘らなきゃいけない。実際に貯めてみて、掘って、骨材に使えるようなものになるのか。ならないとなったら、この産業廃棄物をどこへどう処理するのかみたいな、もう技術屋から見ればいろいろな問題が、やってみなければわからないことがいっぱいあるわけですから。だからやっぱり時代がそういう方向に来て、ダム廃止宣言から始まってどんどんそちらにきている。そういう中で今、現時点で可能な限りのところがどうかという見定めるのがこの委員会の任務だとすれば、そんなところで。ただあくまで、やっぱり行政の方というのはどうしても行政の、例えば監督官庁なり、そういう主流的な事業のしくみに縛られますから、やっぱり我々第三者がそこをいろいろご忠告申し上げるといことは、非常に牽引的に意味があるだろうと思うので、それは大いに申し上げたいと思うけれども。だからそれを直接の、個々の具体的な事業のレベルにどう反映させるかについてはかなり距離がありますから、その問題を考えると私は。ただあくまで、ゴシック活字で付帯意見は付けていただきたいと、この点は私も全く同感です。以上です。</p>
<p>保母委員</p>	<p>次回の会議との関係でいきますとね、岡本先生が言われたような方法しかないだろうと。もう1回やった場合には、この事業を今9割なら9割やっ ていて止めると。そのときの代替防災対策は、これこれの、例えば2つ3つを組み合わせると。で、この集落を守るとい、例えばそういうところまで明確に出さない限り、これは止めるとは言えないですね。そのところをあと1回で済ませるといのは、これは大変な話で。ちょっと、だから考え方としては方向転換はしなきゃいかんと。しかしこの進んでいると</p>

	ころをこれをどうするのかとので、ちょっと無理でしょうね。
野口委員長	ちょっとそんな判断に立って・・・
島田土木部長	ちょっとよろしいですか。
野口委員長	はい。
島田土木部長	土木部長の島田です。今までのお話のように、今後の砂防事業のあり方につきましては、えん堤のハードに限らず、先ほど北原の方からも申し上げましたように、県としての考え方を明らかにしていくということで、今回のこの個々のケースにつきましては、できれば継続事業の中で、これだけ進んでいる事業でありますので、全体の大きな課題についてはいただくことにしまして、ぜひこの場でご結論をいただければ非常にありがたいなと、そんなふうに思っております。よろしく願いいたします。
野口委員長	今、県の方から督促されたからとかそういう意味ではなくて、我々の方でも、今、保母先生からお話がありましたように、あるいは私の判断でも、ここまで来たものをもしストップということになれば、当然代替案が必要であります。前の脱ダムのときには、当然総合的な代替案があって、これはあとで若干報告もいただきますけれども、それでもまだ不十分な面が今日まで残っております。そういう点からすると、この問題も1カ月やそこいらでより完成された、住民に不安を感じさせない総合的な代替案がとてできるとは思えません。したがって、いろいろと問題はあるということをも十分文面の中に織り込んで、そして次回以降の新たな砂防ダム建設に関しては、まさに総合的な土砂管理、あるいはソフトも含めて対応していただくという、強い内容での提言という形を取りまとめさせていただいて、今回はやむなしと。ちょっと表現も何ていう言い方がいいか知りませんが、ともかく異論なしではなくて、異論はいろいろあるけれども、やっぱりやむなしというような形のことで、梶山先生、いかがでしょうか。
梶山委員	結論としては私も同じです。ただ私が思ったのは、どうせ今日終わらないんだったら、どうせもう1回やるんだたらという意味が一つあります。そういう意味です。
野口委員長	それでは、わざわざ次回やるというよりも、状況によってということでもよろしいですか。
梶山委員	はい、結構です。
野口委員長	とりあえずですね、今みたいなことで何らかのコメントを付けさせていただくということで、最終的なちょっと判断は、今言ったような内容になりますけれども、とりあえず次の議論に移らせていただいて、この砂防ダム関係は終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。
梶山委員	この質問はどう・・・
野口委員長	どの質問ですか。
梶山委員	阿知端下の追加資料の。

野口委員長	ちょっと待ってください。そうか、何かコメントがあるということでしたね。
梶山委員	追加資料についての質問です。
野口委員長	失礼しました。
梶山委員	よろしいでしょうか。環境調査状況というのが、阿知端下のものが出ていますよね。追加資料で。おわかりでしょうか、これです。その前に、この間の阿知端下、44カ所のうち、これも今日の追加資料に出ている部分なんですが、阿知端下に関してなんですけれども。41施設は治山えん堤工等でありとあって、残りの3カ所が砂防えん堤だという説明が最初にありますね。この治山えん堤工というのは、要するに山腹の土留め工みたいなものと理解していいんでしょうか。
砂防課	はい、治山えん堤の規模ですが、Hを見ますとだいたい3メートルから、高いのでも5メートルという、そういう小さいものがございます。
梶山委員	山腹の崩壊に・・・
砂防課	河床を抑える規模のものです。
梶山委員	河床ですね、そういう意味ですか。わかりました。それで、では環境調査の方ですが、これは、これを背景にすると、右上のところに調査地点図というのがありまして、青いマークのところだけやったと。緑と青と赤と出ていますね。字が小さくて見にくいですがけれども、調査地点図がありますね。上の2つは未実施ですよ。
砂防課	上の2つは未実施で、青い点が魚類調査をした地点です。
梶山委員	それでその下がまた未実施とありますが、これはまずほかの、今未実施と書いてある分はこれからやるということでしょうか。
原砂防課長	このもとの調査は、砂防というのは非常に面積的に広いところでございますので、そういう中で、国土交通省からの指示もありまして、県全体の砂防の環境について調査をしようということが平成に入ってですか、あったんですけれども。その中で、本当にもう何百とありますので、その中では、県全体としてはかなりの数をやったんですけれども、たまたまこの阿知端下のえん堤の近くではこういう調査が行われているというところで、それをここに記入したということでございます。
梶山委員	逆に言うと、私がお尋ねしたいのは未実施と今書いてあって、緑と赤の点がこの図の中で出ているんですが、これはやるという、これからやるという予定があるかどうか。
原砂防課長	ここでは考えておりませんが、ほかの地点でこの3点ともやったところもありますし、いくつか選んでやっているというところもあると思います。
梶山委員	そういう意味ですか。それで今、阿知端下えん堤はまだ工事中の部分ですよ。
原砂防課長	はいそうです。

梶山委員	まだ水が流れているんですね。いわゆる通常と同じように。
原砂防課長	流れています。
梶山委員	そうすると、この実際に調査をされた青いマークの付いた地点から千曲川本流に行く間には、これはいわゆる堰もえん堤もないと見ていいですか。
原砂防課長	砂防の施設はないと思うんですが、ちょっと取水の、水を取ったりなんかするものがあるかもしれません。ちょっと詳しいことは・・・
梶山委員	千曲川本流までの間ですよ。
原砂防課長	取水の施設は1カ所、この図の真ん中の辺に、横断の構造物がありますけど、そこで取水の堰はあるようですね。
梶山委員	何メートルぐらいの高さですか。
原砂防課長	あまり段差はないようですね。
梶山委員	このわずかな板堰程度の話ですね。そうすると、大きなえん堤とえん堤の間での生物調査というのは、これ全然やってないということで見てもよろしいですか。
砂防課	はい、この印のついた地点だけでございます。
原砂防課長	ここの場合はそうですね。
梶山委員	わかりました。それで、底生動物調査を見ますと、生息数が8月29日と10月28日で相当変動がありますよね。これは原因としてはどういうことが考えていられるんですか。
原砂防課長	少しその調査上の、一つは夏季に羽化をして秋季には卵となるということとか、また個体が小さくて捕獲されなかったということも含めて、それは多少調査方法の問題かもしれませんが、そんなようなことがちょっと、下のところに少し、理由が書いてございますが、そういうことだったろうというふうに思います。一般的には、夏季に羽化して飛んでそれから卵を産むんですが、その卵がいつごろ孵るかとか、たぶんそれはやっぱり孵ったすぐは、たぶん相当個体が小さいので、非常に調査しにくいという面もあったのかもしれません。
梶山委員	私自身ずっと水生生物調査をやっていたことがあるので、私の経験から言うと、むしろ逆なものですからね。10月の終わりころの方が増える。結構大きい個体が、増えるのが結構多いものですから。それでちょっと、これ逆に言うとかえって悪くなっているのかというふうに見たもので。
砂防課	平成6年の、同じ年の8月と10月ということで、まだ工事着手前の状況で環境変化というのは特にはないと思うんですが。
梶山委員	はい、では結構です。
野口委員長	そうしたら、先ほど1回取りまとめましたけれども、4つの砂防事業についてはとりあえずこれやむなしという形にしながら、付帯的なコメントを付けさせていただくというので、とりあえずそういう方向で、まだ時間がちょ

	っとありますので、あとの段階でもう1回確認いたしますけれども、一応それで終わらせていただくというふうにさせていただきたいと思います。それではどうもご苦労様でした。
砂防課	ありがとうございました。
野口委員長	それで、ちょっと今飛んだりなんかしたんで確認ですが、事務局、あと残っているのが・・・
事務局(山浦技術管理室長)	すみません、残りは8、9、10、11番でございます。
野口委員長	8、9、10、11番ですね。
事務局(山浦技術管理室長)	8、9番の下水道が、上下流一緒の処理区ですので、先にそれをやって、そのあと若干休憩、もしあるようでしたら取って・・・
野口委員長	8、9、10、11番ですよ。
事務局(山浦技術管理室長)	あとは順番は、8、9、10、11番で、順番で結構です。
野口委員長	そうしたらちょっとここで中休みを。
事務局(山浦技術管理室長)	ここで、では休憩ということで。
野口委員長	少し休ませていただいて、もうあまり必要がないと思いますので50分まで、ちょっとトイレタイム程度に。
	(休憩後)
野口委員長	それでは時間が過ぎましたので再開させていただきます。先ほどのように8番、9番のところの流域下水道事業、千曲川流域下水道、下流と上流、これ合わせてというふうをお願いしたいと思います。なお、追加資料では4ページのところに大部分を占めて、1から16まで、これはもう高橋徹委員が一番最後の1つありますが、あとは梶山委員からのコメントであります。それに対しては回答も一応付いております。なお、これは確か去年の段階で、一応当面やっておられる事業についてはGOサインを出したと思いますが、全体計画の見直しということが残っていましたが、それに対してのこの見直しの内容に対する審議ということになります。梶山委員の方から何かこれがありますか。
梶山委員	<p>おおむね、全体的な話は私あるんです、別にあるんですが、流域下水道にはあまり私は好意的ではないので。ただその、だいたいのお答えいただいていると思うんですが。資料に関連した、追加資料に関連してまたお尋ねしたいことはあります。よろしいでしょうか。</p> <p>まず汚泥処理状況、資料1ってありますね。資料の1ページです。下流の方は、脱水汚泥を焼却して、太平洋セメントにセメント原料として渡していると。これは全量ですか。</p>
松沢生活排水対策	全量でございます。

室長	
梶山委員	そうすると、太平洋セメントはこれをどこで処理しているかご存知ですか。それはご存じない。
松沢生活排水対策室長	これは今、埼玉県の方の工場の方に行っています。
梶山委員	埼玉県、市原ではなくて。
松沢生活排水対策室長	埼玉というふうに聞いております。
梶山委員	埼玉と、そうですか。上流では、脱水汚泥の方が160トンで92トンがセメント原料で、これは焼却、それから焼却しないものと2つに分けて、160トンが緑農地利用とありますが、これはまさか脱水汚泥をそのまま農地に撒くという意味ではないですよ。
松沢生活排水対策室長	これは堆肥の肥料化の施設に搬入ということでございます。
梶山委員	こういうのはあれでしょうか、お金は渡しているんですか。例えば飯山堆肥センターに送るときにですね。
松沢生活排水対策室長	運搬費と、それから処分費というか、お支払をしております。
梶山委員	どのくらい払っているでしょう、トン当たり。
松沢生活排水対策室長	トン当たり1万9千円です。
梶山委員	それでその次の水質関係なんですけど、これいくつか伺いたいことがあるんですが。これ各年度ごとにデータが1つ出ていますよね。これは1年に1回の測定ですか。
松沢生活排水対策室長	いや毎月、定点の観測でございますので、月1回。
梶山委員	月1回。
松沢生活排水対策室長	はい。月1回のもの平均値でございます。
梶山委員	そうすると、水質汚濁防止法に基づく測定点と見ていいですか。
松沢生活排水対策室長	はい、定点です。
梶山委員	そのデータですね。そうですか、なるほど。例えばDOなんかは汚い川でも昼間必ず高くなるんですけど、これはそういうことは考慮してはいないですね。
松沢生活排水対策室長	通常の定点の観測というのは、午前中に1回取りまして、それから午後1回取って、2回の取ったものの平均値を1日の平均値として取っております。

梶山委員	そうですか。必ず昼間高くなって、夜低くなるんですね。要するに、どっちにしても昼間ということですね。それからこの3枚目も、これは全部3ページの、これ関崎橋ですか。
松沢生活排水対策室長	はい、関崎橋です。
梶山委員	これも基本的には今のご説明どおり・・・
松沢生活排水対策室長	はい、ここも定点でございます。
梶山委員	水濁法の定点観測のデータをそのまま載せられているということですね。それから4ページの方は、これは調査回数は、これ何回ぐらいなのでしょう。4ページの生物調査ですね。
松沢生活排水対策室長	これは平成15年度の1回、夏に1回やったものでございます。
梶山委員	夏1回だけですか。
松沢生活排水対策室長	はい。北陸地方整備局が行ったところから資料を・・・
梶山委員	そうすると、県でやられたわけではない。
松沢生活排水対策室長	はい、県でやったものではございません。
梶山委員	わかりました。結構です。
野口委員長	あと、この前のときにコメントされたいろいろな見直し等を含めても一応回答があって、これで特に問題なしというか、問題なしと言うと失礼ですけども、一応この説明については了解ということで。ほかの委員からは何かありましょうか、これに対して。
若林委員	ちょっと余計な質問よろしいですか。
野口委員長	はい。
若林委員	今回、地震でこういった終末処理場の一元化がかなり大きな、ライフラインで衝撃を増やしている例が多いですね。やっぱりこういう一元処理が、今後も方向として持っていく方向なんですか、それとももうちょっと分散化して、そういうリスクを分けていくというような発想があるのかどうか。
松沢生活排水対策室長	今もう流域下水道事業につきましては、国の認可をいただきまして計画を進めておりますので、今の計画の中で、ただ5年に1ぺんの見直しをしておりますので、人口だとか、それから工業出荷額だとか、水の入ってくる量だとかについては当然見直しをかけて、今回も大幅に見直しをかけさせていただきますけれども。見直しをかけながら、過大な施設にならないようなことをやってまいります。 流域下水道事業の区域につきましては、今の計画の中でほぼ進んで行くということになります。それから公共下水道につきましては、これは市、ある

	<p>いは町、あるいは村が計画を立てられているわけでごさいますて、それは、その各市や町や村の状況に合わせて、例えば一般的な公共下水道でやる場合と、特定環境保全公共下水道というようなことでやる場合。それと下水道とは若干異なってまいりますけれども、農業集落排水事業というような形・・・</p>
若林委員	<p>今、何種類あるんですか。</p>
松沢生活排水対策室長	<p>下水道だけでいきますと、流域下水道事業と公共下水道事業で2種類なんですけど、公共下水道事業の中に一般・・・</p>
若林委員	<p>農林省と・・・</p>
松沢生活排水対策室長	<p>いや、それはまた別です。普通の公共下水道事業と特別環境保全公共下水道という、同じ公共下水道なんですけど、観光地等が含む場合の下水道事業があります。それと農水省の関係では農業集落排水事業という、いわゆる農集排と言われているものが一つございます。それとあとは浄化槽事業、合併浄化槽の事業ということになります。</p> <p>今年、全面的な見直しをかけております、エリアマップというものでございますけれども。全面的な見直しをかけさせていただきまして、それぞれ、市町村さんをご存知のように、水道事業と下水道事業に対してかなり大きなお金を投入してございまして、それでその起債の償還で村や町の自由度を奪っているという実態は、下水道のあり方検討委員会で昨年から今年にかけて報告があったとおりでございます。それで、いずれにしても市や町や村は自分のそういう財政状況とか、それから、住民の皆さんの要望等を考えながら、自分の身の丈にあった計画を立てていると、うちの方はそれをお手伝いするという形で進めております。</p>
梶山委員	<p>ちょっと今のご説明の中で、まず流域下水道ですと、これは国が一番補助金をたくさん出してくれると。基本的には、国は流域下水道を推進しているからそちらに行きやすいことがまずあると思うんですね。それともう一つ伺いたいのは、今、流域下水道と公共下水道と分けられましたが、私の知っている限りの分類では、公共下水道もその単独で終末処理場を持っているやつと、それから流域に関連するやつと。つまり流域関連のものと流域非関連のものと両方分けられると思うんですが。その辺の比率がまずどうなっているかということが一つ。</p> <p>それからもう一つは、いわゆる下水道法第10条との関係で、いわゆる特免というのがありますね。つまり工場廃水なんかの場合には、公共下水道に接続しなくてもよろしいと、特別に認可を受ける。この特免によって、流域下水道からはずしている例というのは相当あるのかどうかですね。その辺を伺いたい。</p>
松沢生活排水対策室長	<p>今ちょっと手元に、それぞれ流域と、それから公共の資料を持っておりませんので詳しいことは申し上げられませんが。今、流域下水道が1で公共下水道が2.5倍ということなんです。だいたい今、長野県全体で220万人の</p>

	うちの85%の人が何らかの形で、農集排と浄化槽も含めて、一般的な污水处理施設を使える状態になってございます。それで下水道だけでいきますと、だいたい120万人くらいです、長野県、今。そのうちの、だから約3分の1は流域、残りが公共下水道というようなことになります。
梶山委員	では単独で処理場を持っている公共という意味ですね。
松沢生活排水対策室長	そうです。それから2点目のお話でございます。流域下水道の場合には、そういう特免というものは認めておりませんというか、ほとんどございません。
梶山委員	そうですか。
松沢生活排水対策室長	だいたいつないでいただいております。
梶山委員	それをお伺いしたのは、私の昔からの持論で、むしろ特免を、流域の場合でも、東京でもまだ3例ぐらいいかない、めったに認めないことは事実なんですけれども。水処理からいくと、むしろ工場廃水は別個にした方が原理的にいいに決まっています。何でその特免の枠が増えないのかと。それは、おそらく県レベルでそれはできるはずなんで、事実上広げるといことですね。そういうことをやれば、簡単に言うと、将来的に見れば工場廃水のように、むしろ生活排水と異質なものを下水道から追い出すことができるし、同時に悪いものを出しているのは悪いもの出しているところで処理するという、本来あるべき負担に私は近づけるのではないかと考えていて、その辺の考え方も含めてお伺いしたんですけど。
松沢生活排水対策室長	なかなか難しいお話でございます。制度上のこともございます。それから流域下水道のその排水量を算定するときの話もございます。そうするともし計画を、お話のようなことをやるということ的前提に話をすると、最初から未来永劫にお宅は下水道を使わないですねということ、何か誓約書みたいなものをもらっておかないと、計画の中に取り込むことが可能ではなくなてきますので、最初に計画を立てて、それに対して整備計画を、長い年月の間に立てたりということになると思いますので、なかなか制度的に、あるいは実施、事業実施上非常に難しいということでございます。ただ、かなり実際にやるということになりますと、そういう難しさが出てくるということはあると思います。
梶山委員	ただその、いや、それはたぶんないと思うんですね。というのは、特定の工場から特免という形で一つずつ手を挙げさせるわけですから、それが全体の流域下水道計画に、例えば1%、2%、10%程度の枠内ならばまず問題、計画の大きな変更はないと思いますし、これが将来的にまたもっと増えるということになれば、その段階で計画を見直せばいいだけの話で。そんなにすぐに1つ、2つ手を挙げたからどうこうという話では、たぶんないはずだと思うんですね。でかい工場なら別ですけど。

松沢生活排水対策 室長	そうですね・・・
梶山委員	流域下水道になると、もともと広域を前提にしているわけですから。
松沢生活排水対策 室長	あの、なかなか難しいお話ですけれども、ちょっとまたいろいろ検討させていただきまして、そういうようなことも将来的には考えてまいりたいと、このように考えております。
保母委員	今の意見の続きのような話ですけれども、汚泥の有効利用率、これは100%というふうに資料の8でなっていますね。今日の追加資料のところで見ると、先ほどあった千曲川の上流、これでいきますと、緑農地利用というのが160トン入っていますよね。160トンのところでいくと、もちろん一緒に工場の廃水も全部入ってきますよね。ですから、家庭用と工場のところは、分けた形で160トンを選ぶことは難しいでしょうから、当然それは一緒に入ってきますよね。このあたりの、工場からさまざまなものが出るのが、農地の方にまたそれが使われていくというようなシステム、循環にならざるを得ないと思うんですけれども、それは大丈夫なんですか。
松沢生活排水対策 室長	肥料に使われます場合には、これは農政部の関係ですけれども、肥料取締法というのがございまして、それでそれぞれの、いわゆる肥料としての基準というのが決められてございます。ある一定の金属濃度が、ある金属が一定の濃度を超えれば、それは肥料としては認められませんので、いずれにしてもその堆肥化ということになった場合には、下水道汚泥100%の堆肥というものはございまして、いろいろなものと混ぜて発酵させて肥料ということでございます。ですから、確かにご指摘のようなことはございますけれども、肥料として使われる場合には、それぞれの法律に従って、基準がクリアできているということでございます。
保母委員	ただ重金属の場合には、そういう濃度論でいけるかどうかという問題はもちろんありますよね。そこらからすると、最初から特免で切り離れた形で、なるべくね、とりわけその工場と言ってもいろいろの工場がありますから、そこでの最後まで安全性の問題はどうするのかというのは、国の基準にはもちろん沿っておられるでしょうけれども、それ以上のことを考えられる手もいいんじゃないかなとも思いますけれどもね。
松沢生活排水対策 室長	非常に難しいお話でございますけれども。
梶山委員	ただ、ここの飯山堆肥センターでの処理については、県は全然関与されていないんですよね。
松沢生活排水対策 室長	土木部としては関与はしてございません。
梶山委員	飯山堆肥センターって、これは民間。
松沢生活排水対策	民間の、はい。

室長	
梶山委員	民間ですよ。そうすると、その民間会社が実際には、保母先生おっしゃったように、特に都市部の下水道汚泥は重金属がかなり入っていますので、そのまま堆肥化するととんでもないことになるという、これは当たり前だと思っんですが。やはり、例えばメッキ工場みたいなものは最初から特免ではずしちゃった方がいいに決まっているので、処理の方のコストも絶対下がるはずですから、それはむしろ積極的に考えた方がいいと。
野口委員長	わかりました。今の問題もやはりノーコメントというよりは、むしろ付けておいた方がいいと思いますので、この事業は事業としてお認めするけれども、こういうことを今後留意いただきたいとかというようなことで、コメントを付けさせていただくということでこの2つの事業についてお認めいただくというのはいかがでしょうか。
宮坂委員	先ほど若林委員の方から出された点ですよ。確かにこういう、長野県のこの流域、長野市から栄村までですよ、非常に広範囲ですよ。そこでの新潟の地震のようなそういう事態の中で、このような大規模化し、広域化することによってコストを下げるという今までの考え方を、長野でそのまま適用していいのかどうかという問題は、検討課題としては重要な問題だと思いますね。
野口委員長	それもまた、では検討的な・・・
梶山委員	その意味で言うと、例えば東京近郊の流域下水道というのは、むしろずっとコストアップするというところをある程度試算ができてしまっている。長野の場合と、それは予算も違いますし・・・
野口委員長	<p>国の推進策もあって、この公共下水道という形に安易にいくのではなくて、いろいろ勘案いただいて、また安全性も含めて、今ご指摘のような特免等の措置もいろいろご検討いただくということで、これはお認めいただくことにさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうかね。はい、それではありがとうございました。ご苦労様でした。</p> <p>ということになりますと、あと林道と道路事業が残ったんですかね。10番の林道開設事業、10番につきましては、事前のコメントは5ページ目のところに、これはだれが書いたんですか。</p>
事務局	梶山先生にいただいたコメントです。
野口委員長	これについて、梶山先生の方では。
梶山委員	ちょっとこの内容が、だいたいわかるんですが、もしよかったらもう一度簡単にここで言うだけいただければありがたいですが。
高野林業振興課長	そうですか。1番目ですよ、三遠南信自動車道、この連絡効果というんですか。今回の大島氏乗線が開通することによって、地域の活性化効果と申しますか、その辺のことを述べておるわけございまして。ご案内のとおり、現在、もし大島氏乗線ができなければ、ずっと下の方まで、下の方と言うん

	<p>ですか、天竜川の方まで下りまして、また上り直さなければならない、こういうことでございますけど。この大島氏乗線ができることによって、その集落の、今盛んにグリーン・ツーリズムを主体としたマツタケ観光ですとか、ブルーベリー観光ですとか、やっておるんですけども。そういう交通のアクセスが非常にできやすくなるということでございます。年間では1,000人くらいの規模が倍増するのではないかなと、こんなふうに見込んでおるところでございます。</p>
梶山委員	<p>外来者、あくまでも外来者が増える分だけということですね。</p>
高野林業振興課長	<p>そういうことです。それから、ご案内のとおり、ご質問にはなかったんですけども、そういうだけでなく、今回の台風23号におきまして、県内で多くの爪跡を残したわけでございます。今回の23号におきまして、林道の果たす役割、ライフラインという意味合いで、役割が大きな役割を果たしたのかなと。ちなみに今回の23号で申し上げれば、八坂村におきまして、非常に県道、それから市町村道が一時孤立するようなことで、林道の霊松寺山線、あるいは鷹狩線というような林道を経由することによって、村内に水を運び込んだというような事例もございますし、南安曇の奈川村なんですけれども、県道の奈川野麦高根線という県道が、橋の橋脚がつぶれまして、林道を経由することになって、保平集落、あるいは川浦集落、こういったものの孤立が防げたというようなことがございました。そういう意味では・・・</p>
梶山委員	<p>いや、ライフラインというのは、一般的な説明はわかるんですが、具体的にこの一番下の4ですね、4では今回の場合どうだったんでしょうか。</p>
高野林業振興課長	<p>今回は特に県道の方の被災を受けたというようなことはございません。</p>
梶山委員	<p>今回はなかったんですね。</p>
高野林業振興課長	<p>今回はなかったです。</p>
梶山委員	<p>関係がなかったんですね。</p>
高野林業振興課長	<p>過去におきましては、お手元の方へちょっとペーパーでやっておりますが、3度ほど県道等が被災したことがあったようでございますけれども、そんな状況でございます。</p>
野口委員長	<p>この梶山先生の2番目の、これは単純な質問ですから、これはこのとおりでいいと思うんですが、3番目、これはおそらく林業以外の方からすると、間伐の対象になる森林はあっても、本来の林業としての伐採はほとんど行われていないと理解してよいかというこの辺は、ちょっと一般の方の理解では必ずしも少し違うような気がします。説明してください。</p>
高野林業振興課長	<p>はい、わかりました。ご案内のとおり、木というのは40、50年と言えば、私よく申し上げるんですけども、高校生なんです。ドッグイヤーという言葉があって、成長が早いというのがありますけれども、逆にウッドイヤーという言葉がありまして、あると思っております。外材ですとだいたい100年から150年、年のころで言えば3分の1ですから33歳とか50歳。ところ</p>

	<p>が日本の木というのは、だいたい40年、あるいは50年弱なんです。そうすると3分の1ですから、だいたい15歳ぐらい。そういうことでございますので、徐々に使われつつはあるけれども、まだまだ成熟した木ではない。したがって、主伐というのはなかなか行われにくい状況にあるということでございまして。要するに保育をしつつ材木を出す、高校生がアルバイトをしているような状況であると、こんなふうにご理解をいただければよろしいんじゃないかなと思うんです。</p> <p>ですから、これから間伐材を出しつつ、太くて50、60センチ、要するに外材のような大きな木を育てることによって、外材と十分対抗できるような、あるいは環境的にも針広混合林が交じり合った健全な森林をつくっていく。そのためには、林道がどうしても必要なんだとこういうことでございまして。ただ林道だけではなくて、やっぱりその中に路網として作業路、そういったものを合わせ持つ、動脈と毛細血管が両方整って、やっぱり面的に整備されて初めて路網が整備されますものですから、その点も踏まえながら現在実施しておるところでございます。</p>
野口委員長	いかがでしょうか。だいたいの状況、ここに書いてある・・・
梶山委員	それはわかりました。
野口委員長	その上でというのは何かありますか。
梶山委員	とりあえず結構です。
野口委員長	<p>ほかの先生方、よろしいでしょうか。はい、それでは特にないようございまして、これは基本的に了承ということで進めさせていただきます。どうもご苦労様でした。</p> <p>それではあともう1つですが、道路事業、村山橋。これは11番、11番につきましては、この追加資料の5ページ目の下から2つ目のところに「道路改築事業 村山橋 長野市・須坂市」ということで、これも現地を見させていただいたわけですが、大変狭いところで、それを4車線化するというような話だったかと思えます。これも高橋徹委員からご意見がありますけれども、了解したと。交通量から判断して4車線化と交差点等の整備は必要であると判断するというので、了解しましたということではありますが、何かこれについてコメント、新たにありましようか。</p> <p>よろしゅうございませうか。これは現地を見られた方は・・・</p>
若林委員	もう遅きに失したというかね。もっと早くやるべき事業じゃないかと、私は。よく今までこれだけの不満を平気で耐えてきたという感じがしましたけれどもね。当然の事業だと思いますけれどもね。
野口委員長	<p>ほかの委員もよろしゅうございませうか。はい、それではこれも異論なしということで、予定に沿ってやっていただくということで了解いたしました。ありがとうございました。</p> <p>それで、一応この再評価を予定された14件は、とりあえずこれで終わらせ</p>

	<p>ていただきます。それであと、先ほどの砂防事業関係の取り扱いが若干残りますが、その他のところですね、それとの兼ね合いでもう一度、砂防事業について確認を取らせていただきますが。このその他というのは、ここに15から18までありますように、あるいは本資料の中で、その他のところではありますが。昨年、浅川、砥川、上川、清川と、一応考え方に沿って、その計画に沿って、中止ということでお認めいただきました。私の方からもいろいろ県の方にもお願いしたんですけども、県外の方もおられます。そこで、県内だとだいたいいろいろなニュースとか、新聞でその後の動きもいろいろ新聞が取り上げてくれていますから、だいたいの事情はわかりますが、県外の方は必ずしも、逐一そういう資料を、スクラップかなんか送っているわけではないですよ、ということですよ。ですから、その辺のその後の経緯についても少し説明いただく必要があるだろうというふうなことで今回、実は前回すでにこの資料をお願いして出していただいていたんですけど、時間の関係でご説明をいただけませんでした。そこで、その後の状況と、それから、ここに掲載されている以降にまだ若干の動きもないわけではありません。その辺も含めて、少しご説明いただきたいというのが趣旨でございます。それではよろしく申し上げます。</p>
<p>田中河川課長</p>	<p>それではご説明申し上げます。資料とすれば前回お配りした15-1をお願いしたいと思います。15-1ですが、河川及びダム事業の平成15年度長野県公共事業再評価結果に関わる現在の状況ということでございます。それで、ここには河川事業2河川、ダム事業8ダムということで、表の整理の仕方とすれば、評価監視委員会の意見と、それに対する県の対応方針。それから、先ほど委員長の方からお話ございました現在の状況ということで、これに基づいてご説明するとともに、その後の状況のいろいろ変わっている部分についても加えてご説明いたしたいと思っております。</p> <p>まず広域基幹河川、浅川でございます。監視委員会の意見とすれば、ここにありますように新たな県案を作成し、評価監視委員会で審議することを前提に作業を進められたいということでございました。対応方針についても、新たな代替案を作成し、河川整備計画に位置付けるということです。現在の状況ですが、ここにありますように、従前の計画に基づく河川改修事業を再開すると、現在しております。それから流域対策に関しては、さらに検討を行い河川整備計画に位置付けると。これにつきましては、いろいろ県議会であるとか、あるいは流域協議会、あるいは市町村長等のご意見、いろいろ総合する中で、やはり河川改修については早く手を付けるべきであるということの中で、今年の2月県議会の中で方針と言いますか、それが定められました。これ、議員の質問に答える形の中で、いろいろちょっと河川整備計画をつくるのに時間を要するという中で、従前の計画、これはダムがあったときの計画に基づいて、ダムと切り離す形の中で、従来の河川改修事業を再</p>

開するというので、今、ちょっと3年間ほど休んでおりました河川改修事業を今年度から再開しております。具体的には、もう現地の請負業者等を決めて、今月ぐらいから入れるという形で今進めております。それから、あと流域対策等計画につきましては、ちょっとまた下の方のダムの中でご説明いたします。

それから奈良井川につきましても、ここにちょっと、監視委員会の意見は浅川と同様でございます。県の対応方針としまして、詳細の部分は読みませんが、各河川の河川改修を立案するというので、現在、基本高水流量及び各河川の改修計画について、説明を行う中で国と協議中であります。

それからダム事業ですが、これは大仏ダムを除く8ダムでございます。これについては、各ダム共通の部分としてはここにありますように、住民参加のもとでの早急な具体化ということが意見として出されておりました。これに対して県の対応方針は、ここにありますように早急に具体化するように努めるということで、これは各ダム共通な部分で、それぞれのダムにつきましては、いずれのダムについても、監視委員会の意見は県案のとおり事業を中止されたいということでございました。これに対して県の対応方針は、ダムによらない治水・利水対策を作成し、現行事業を中止するというのでございました。

それで現在の状況は、清川ダムにつきましては、河川改修で50分の1確率の治水安全度を確保すると。これは100分の1と当初言っておりましたが、これを50分の1の安全度を確保するというので、これにより国にダム事業の中止を通知したいということでございます。それから角間ダムにつきましては、ダムに替わる治水対策を検討中ということで、河川改修による代替案と言いますか、治水対策案を検討しております。

それから浅川ダムにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、検討中なんです。現在、ダムでの洪水調節に替わる代替案という形の中で、最上流はため池、それから下へ少し下がってまいりまして河道内遊水地。これはもともとダムを予定していた付近につくるという形です。それからあとその下へ来まして、壇田という地籍に遊水地をつくったらどうか。それからさらに下へ下がってまいりまして田子遊水地、地籍はちょうど豊野町と長野市の境界あたりになりますが、田子遊水地という形です。こういった治水施設を組み合わせるのを6案ほど、基本的には6案をベースにして案をつくって、これを地元の流域協議会等にお示しして、今現在ご意見をいただいているというところ。それで、よく耳にされるかどうか、河道内遊水地と、川の中に横断する施設をつくりまして、普段は水を貯めておかないんですが、洪水時には一時的にそういったものを貯留する形の中で洪水調節を行うと。こういったものも含めて、現在、検討中という状況でございます。

それから黒沢ダム、郷土沢ダムについて、ここにありますように、治水対

	<p>策を検討中であるということでございます。これらについても流域協議会等に原案をお示しする中で、今ご意見をいただいております。それから駒沢ダムについては、これは流域面積の確定ということで、数年間、流量観測等を行うということで、現在そういったことを進めております。それから蓼科ダム、上川。これについては、当面 20 年間は河川改修で、50 分の 1 確率の治水安全度を確保するというところまでございまして、これにより国にダム事業の中止を通知したいと。50 年確率のものを当面やって、そのあとについては、20 年間調査・研究をする中で、その次の段階の河川整備計画の中で考えていくといった位置付けで進めております。それから同じく砥川につきましても、ここにあるように、上川と同じでございます。これについても 20 年間いろいろ考える中で、その次の 50 分の 1 から 100 分の 1 については調査・研究を進めていくと。</p> <p>それでこの下の 2 つにつきましては、今、諏訪圏域河川整備計画というのを、原案を国の方と詰めている中で了承されましたので、これを公聴会へかけるということで、現在、公聴会の手続を進めてございまして。具体的には、11 月に 4 回ほど現地の方でやる予定でございます。それと、学識経験者のご意見を聞くということで、現在それについても同時に進めております。</p> <p>こういった状況で、15 年度の県の対応方針につきましての現在の状況ということで、ご説明申し上げました。それからあと、15 - 1 の (2) がちょっと浅川についての詳しい経緯であるとか、15 - 2、3 ですね、それからページ 16、17 についても、それぞれの先ほど申し上げました河川改修によるダムに替わる代替案といった形の中での資料をお付けいたしました。浅川につきましても、これにありますように、従前の河川計画に基づく河川改修を進めているといった状況。それから 15 - 3 は写真等ありますのでごらんいただきたいと思っております。</p> <p>それから 16 ページは、先ほど申し上げました、これは砥川、下諏訪ダムの計画に替わる代替案ということで、下流の 2.8 キロについての河川改修を進めていくといった説明の図面でございます。それから上川につきましても、全体が 18.5 キロほどでございますけれども、ダムに替わる河川改修を進めていくと。横断図であるとか、あるいは状況の写真がございますけど、ごらんいただきたいと思っております。最後になります清川ということで、これはやはり同様に河川改修による治水対策ということで、下流と言いますか、そういったところについては、こういった形で河川改修を進めてまいりたいという説明でございます。</p> <p>以上、昨年の河川改修及びダムにつきましての現在の状況等をお話申し上げます。以上です。</p>
野口委員長	はい、ありがとうございました。今のでだいたいの状況はおわかりでしょうか。もしあえて言えば、今ご説明があった全体的な取組状況ということだ

	<p>けでなくて、例えば議会ですとか、あるいはマスコミ等から、いろいろこの、論点にされたようなところがないわけではないですよ。その辺をちょっとご紹介いただけませんか、回答はともかくとしても。</p>
田中河川課長	<p>基本的には、例えば浅川にしましても、代替案をつくって河川整備計画に位置付けていくということで今までご説明してきたかと思えます。それに対して、先ほど申し上げましたように、ちょっと当初は15年度中に計画をつくって16年度から実施していくと、そういうことでご説明してまいりましたが、いろいろ地元との協議と言いますか、関係者との協議、あるいは例えばため池1つにしても相手のいることなので、あまり次から次へというわけにもいかないと。そういったいろいろ協議に時間を要したりするというので、16年度に一応、当初の15年度から延期するということを決めました。ただそうしたいろいろやっていく中で、整備計画をつくるのを待つということも、いろいろ先へ行くので河川改修がなかなか進まない。地元の方、あるいはいろいろご意見を聞く中では、とにかく河川改修を、いったん止まっておりましたので、それについて早く手を付けてほしいというご要望を聞く中で、何とかいい方法がないだろうか。いろいろの中で、相談する中で従前の計画、もう今まで進めてきた計画でございます。それは、当初はダム100トンカットを前提とした計画だったんですけども、国土交通省等へ話をする中で、それとダムと切り離して、大きな手戻りがなければ従前の計画で進めてもらっていいと。そういった回答と言いますか、ご意見をいただきましたので、それで急遽話す中で、そういった形で進めてまいりたいということで地元にお話する中で、あるいは、いろいろ議会等でお話する中でご理解を得られたということで、現在、具体的に進めております。そういった形。</p> <p>それから砥川についてもやはり、当初全体の計画をつくって整備計画に位置付けて河川改修も進めていくという河川改修、あるいは流域対策も含めてやっていく予定だったんですが、やはり流域対策の河道内外の遊水地ということ、直ちに皆さんの合意をとることが非常に難しいと言いますか、いろいろなご意見がある中で、それもやはり河川改修は先行してほしいという意見で皆さん一致いたしました。そういった中で、やはり砥川についても河川改修をとにかく先行してやっていくという形の中で、流域対策についてはもうちょっと時間をかけてやっていくと。そういったことの中で、当初すべて計画をつくって、整備計画に位置付けてやっていくという、そういった方針と変更と言いますか、変わってきているということで、この評価監視委員会にお話したいということで今日ご説明いたしました。</p>
野口委員長	<p>今ご説明があったとおりだと、私もだいたい了解しております。つまりダムに替わる総合的な対策ということで、大きく方針を転換してきたけれども、それにはいろいろな住民との協力、合意が必要であって、そこが必ずしも予定どおりには進みきれない。と、これは全体的な案が確定しない</p>

	と進められないかということ、やはり地元では一刻も早く安全の面での対応を望むということで、少しできるところからやっていくというような形に今進んでいるという、そんなことかと思えますけれども。何かご質問、もうこれは審議が終わったことで、我々も一応基本的な方向転換を了解していましたから、それをもう終わったから関係ないというわけにいかない。その後の経緯については逐一というか、大事なところではご報告いただきたいという注文を付けていたことに対する今の県からのご説明でございますので、何かさらに気になること、あるいは、今後こんなことも注意していただければという何かご意見があればお願いいたします。はい、どうぞ。
保母委員	ダムに頼らない形の治水・利水対策と、かなり努力をされているのはわかるんですけども。浅川ダムのところで出たんでしょかね、河道内遊水地の話が出ていますね。これについて、全国的にもこれが新しい問題になりつつあるということちょっと聞いてはおるんですけども。このあたりの、具体的に浅川で、あるいはほかのところでもいいんですけども、どんな形でやられているかというあたり、検討がね、そういう資料というのはございますでしょうか。
田中河川課長	浅川につきましては、あくまで今計画と言いますか、いろいろな、ため池とか河道外遊水地でいろいろ持てないと言いますか、洪水調節の持てない部分について、河道内遊水地の方で受け持つというような形になっておりまして。例えば、いわゆる高さに応じていろいろ構造、穴の大きさですね、普段流す穴の大きさが違ったりとか、いろいろそういったことで、今シミュレーションの中で検討しております。 それでよその、全国的な部分では、例えば滋賀県であるとか、あるいは熊本県の白川ですか、あちらの方では具体的にもうそういう、普段は水を貯めておかなくて、河道内遊水地とは言っていないと思います。向こうはダムって言っていますけど、普段は水はためておらずに洪水時だけに水をこう一時的にせき上げて、流出を遅くしてと、そういう実例はあるということは、いろいろ調べる中で聞いております。
梶山委員	それはいっぱいありますよ。いっぱいというか・・・
田中河川課長	あります。何例か・・・
梶山委員	その場合はその用地をどうするかですよね。用地を買い上げてやれば簡単なんだけど、それではお金がかかりすぎるから1件だけでやったり、あるいはごく一部の補償だけで普段は田んぼとして使うと。
田中河川課長	今、先生のご意見の、浅川で言う河道内遊水地というのは、ちょっと従前の機能と異なるダムみたいな形のもので、ちょっと先生のおっしゃる遊水地とはちょっと違うかと思えます。
保母委員	浅川の現地を、去年でしたか、見た中で、小学校のそばだったですか、水田のところね。水田のところ、あそこを予定できないかということ、もう一

	つは、確かリンゴ園があったところでしたかね、川のすぐそばのところの。というのがあって、それは流域のおそらく遊水地の話ですよ。河道内という形で新しく出てきていますよね。
田中河川課長	流域対策の原案の中にもあったんですが、当時の原案は、言うなれば規模が小さかったと。カット量が小さいんで、非常に規模的にも小さいものであったと。ありました。
保母委員	そういうのは計画書なり、計画原案なりというのはありますか。
田中河川課長	今はちょっと手元にはないんですけども、原案はございます。
保母委員	今でなくてもあとでもいいですけども。
田中河川課長	はい、ございます。
保母委員	いろいろ新しい形での、そういう方針が出てきているので、それは検討しなければいかんということはちょっと思っていたんです。
梶山委員	原案というのは、去年のこの委員会で出たやつとは違うんですか。
田中河川課長	同じです。あれは去年の4月につくりましたので、去年の検討委員会にお出ししています。それと同じで、それに基づいてそのあと流域対策原案が出ましたので、その河川改修と流域対策原案を合わせて、去年のちょうど今時分からなんですけど検討を始めて、それを今年の8月ですけど、8月中かけて、ちょっと工期を延長したりした中で6案と、正確に言いますとそれにプラス3案で9案という形で、一応コンサルタントから出てきたというものをそれぞれの流域協議会であるとか、県議会の方にお示ししているといった、今その段階でございます。
保母委員	したがってこの委員会には出てきていないということですよ。出てきましたか。
田中河川課長	原案はお出しましたけど、その後の検討のものについてはまだお渡ししていないです。
野口委員長	ここで議論して検討したということはないですよ。おそらくもうすでに審議は終わっていたあとですから。
田中河川課長	それはございません。
野口委員長	資料の提供はあったかもしれませんが。それはもう審議事項を過ぎたあとでしたので。ただ今日の話もそうですけれども、その後の経緯を一応説明いただきたいと。それに対して何か注文的なことがあればということで、もう審議としてはすでにとりあえず終わっておりますので、報告義務をひとつ負っていただきたいということでありましたので。
梶山委員	ちょっとよろしいですか。
野口委員長	はい。
梶山委員	このP15-1にダムに替わる治水対策を検討中というのが5カ所ありますよね。これは一応ある程度人に見せられる程度のものはできているんですか。
田中河川課長	すべて原案は、駒沢川を除いては全部できております。

梶山委員	それは例えば県のホームページとか、そういうところで見れるんでしょうか。
田中河川課長	全部載せてございます。
梶山委員	それから流域協議会というのが、これ大体できているんですか。
田中河川課長	これは駒沢川も含めて全流域協議会、昨年度中にできております。これも全部ホームページの方へ・・・
梶山委員	そうしますと、そういう現在の原案というのは、流域協議会との間でもキャッチボールをやっていると言いますか、そういう段階と見てよろしいですか。
田中河川課長	結構です。こちらの方で示して、その流域協議会によっても何回かもう進んでいるのと、比較的回数が少ないのとございますけれども、全部やらせてもらっております。
野口委員長	このダムに替わる治水対策というのは前回のとき、前回というか、審議事項のときに脱ダムとその代替案的なものが出ましたよね、総合対策として。あれからさらにいろいろと煮詰められて変わった内容になっているんですか。この治水対策検討中というのは、あの段階のほとんど内容と基本的に一致するのか、相当変わってきているのか。
河川課	基本的には、昨年この委員会にお示した案をもとに、流域協議会と細かな点でキャッチボールをしている段階です。
野口委員長	そこでかなり大きく変わってきたようなことというのは特にないと。
河川課	大きくは変わってはいませんが、一番大きく変わったのは今、浅川の部分と、それから砥川については、全体の100分の1という部分から50分の1の河川改修だけを先行して当面はそれをやろうということで、大きくは変わっています。
野口委員長	100分の1か50分の1かでの、いくらかマスコミでも話題になったところでもあります。それでは、もし可能であれば、ここの新規事項ではないんですけども、皆さん方、特に県外の方は事情ほとんどわかりませんので、何か一定の変更案みたいなものは出てきたときには、適宜お送りいただいた方がよろしいかなという気はいたしますけれども。
田中河川課長	ちょっとまた事務局の方とご相談いたします。
野口委員長	はい、お願いいたします。 それでは、一応これで審議は終了いたしました。それであと10分ほどありまして、今ざっとはまとめていただいたんですけども、これは、今ここでちょっと、というのには無理な面もあろうかと思っておりますので、あと皆様方にお送りして、特に高橋徹委員がまたひょっとしたら何かご意見もあるかもしれないので、一応内容的に言えば、基本的なところでは、これについて、やむなしも含めて了解するというところでありますが、かなりのところに、例えば一番最初にやったかんがい排水事業、河川事業のところについては、こ

	<p>の宅地化との問題ですとか、あるいは過去の災害履歴、浸水地、こういうことの情報をも十分提供して、そして災害予想区域の開発などの規制に努められたいとか、こういったことがずっと、先ほどあったことをほとんど含めておりますので、この辺の原案はもう一度事務局と私の方で相談させていただいて、それを皆さん方にお送りし、もし手直し、あるいはコメントがあれば付けていただいて、最終的にまた決まったところで、こちらで、特に第1回皆さんに送ったときのコメントの内容によって、ほぼこれでいけるというふうになれば、一応この線でお認めいただきたいということでご了解を賜うようなことで、会議を招集するということをもうしないと。ただ、今回の出された現案でかなり大きな、特に中止すべきだなんてというような話まで含めて相当厳しく出てくれば、これは再開せざるを得ないと思いますので、その判断も含めて、とりあえず事務局とこちらの方でまとめさせていただくというふうにお任せいただけませんか。</p> <p>はい、それではそういう方向で事務局と対応させていただきます。一応今日で終わるということを希望いたしますが、状況によっては再度ということもありますけれども。ともかく今回は2回の調査を含み、全体で4回ということで、我々の方に付託されました14事業でしたか、ということの審議を一応終了させていただくことができました。また、原案については忌憚のないご意見を賜り、最終的に知事の方に提出するような意見書が取りまとめればと思います。大変ご多忙の中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは事務局へ。</p>
島田土木部長	<p>それでは私の方から一言ごあいさつさせていただきたいと思います。本日は長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。今、委員長さんのお話のように、本年度は2回の現地調査、それからそれを含みまして4回の委員会を開催をしていただきました。野口委員長さんをはじめ委員の皆様方には、熱心なご審議をいただき本当にありがとうございます。</p> <p>県といたしましては、今後いただきます評価監視委員会からの意見を踏まえまして、対応方針を決定し、公共事業の効率性や実施過程の透明性を一層高めてまいりたいと、こんなふうに思っております。</p> <p>本年度ご審議をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げましてあいさつとさせていただきます、本当にありがとうございました。</p>
事務局	それでは、これで本日の委員会は終了させていただきます。